



熊本市公共施設等総合管理計画

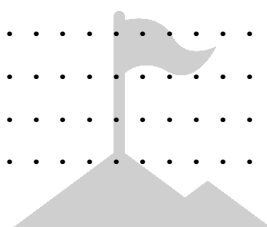
熊 本 市

平成29年(2017年)3月策定
令和4年(2022年)3月改定

CONTENTS

Chapter

I	計画の目的等	1
1.	目的	1
2.	計画の対象期間	1
3.	計画の対象範囲	2
4.	計画の位置づけ	2



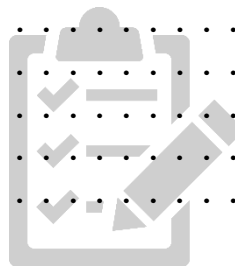
Chapter

II	公共施設等に関連する市の概況	5
1.	人口特性・人口動態	5
(1)	人口の推移	5
(2)	将来人口推計	6
2.	市の財政状況	7
(1)	歳入	7
(2)	歳出	7
(3)	市債現在高及び公債費の推移	8
(4)	財政調整基金及び市債管理基金現在高の推移	8
3.	保有する公共施設等の状況	9
(1)	保有する公共建築物の状況	9
(2)	保有するインフラ資産の状況	12
(3)	公共施設等の有形固定資産減価償却率の状況	13
(4)	保有する土地の状況	13
4.	今後の公共施設等の更新等にかかるコスト試算	15
(1)	公共建築物における自然体のコスト試算	15
(2)	個別長寿命化計画等を踏まえた公共建築物のコスト試算	16
(3)	基本方針を踏まえた公共建築物のコスト試算	17
(4)	長寿命化計画を踏まえたインフラ資産のコスト試算	18



Chapter

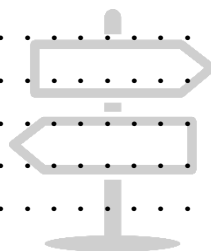
III	公共施設等の課題	21
1.	保有する公共建築物に関する課題	21
2.	保有するインフラ資産に関する課題	21
3.	保有する土地に関する課題	22
4.	公共施設の管理上の課題	22
5.	コロナ禍における公共施設等の課題	22



Chapter

IV 熊本市の公共施設マネジメントに向けた基本的考え方 25

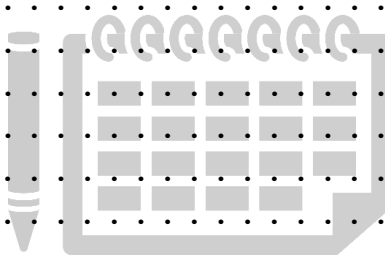
- 1. 基本方針 25
- 2. 公共施設マネジメントの具体的な取組 26
 - (1) 資産総量の適正化 26
 - (2) 施設の長寿命化の推進 29
 - (3) 施設運営に要する総コストの削減 37



Chapter

V 計画推進のために 39

- 1. 計画推進の体制 39
 - (1) 全庁的な計画推進体制 39
 - (2) 情報共有に関する体制 40
 - (3) 職員の意識改革 40
 - (4) 市民との情報共有等 40
- 2. 今後の取組等 42
- 3. 計画の見直し 42



Chapter

VI 保有する建築物及びインフラに関する施設分野別課題と対応方針 46

※各分野の掲載ページは ChapterVIに掲載している目次を参照してください。

Chapter

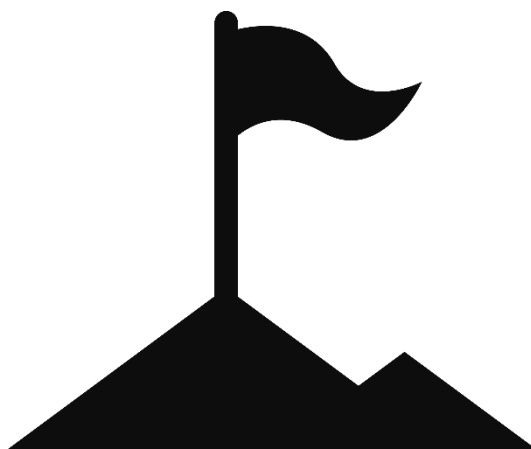
VII 用語解説 85



Chapter



計画の目的等



計画の目的等

1. 目的

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和 50 年代を中心に、増加する人口や多様化する市民ニーズに対応するため、庁舎、学校、市営住宅等の公共建築物を集中的に整備してきました。

また、道路、下水道などのインフラ資産についても、合併等により拡大する市域に受益が行き渡るよう、整備を推進してきました。

しかしながら、これまで右肩上がりだった人口がピークを迎え、今後、人口減少や少子高齢化による年齢構成の変化により、社会構造や市民ニーズが大きく変化することが見込まれ、行政サービスのあり方についても見直すことが必要な状況になりつつあります。

さらに、これまで整備してきた公共施設の老朽化も確実に進行しており、近い将来、これらの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されます。

財政面においては、今後の人口減少の影響による市税収入の減少や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、全ての公共施設を現状の規模で維持する前提では、施設の維持更新費用の捻出が困難な状況が見込まれます。

このため、今後、施設の維持更新費用を適正な水準に抑えていくことは、重要な課題です。

この課題を解決し、持続可能な市政運営を担保するためには、これまでのような施設ごとの対症療法的な維持更新ではなく、総合的な視点に立った効果的・効率的・計画的なマネジメントの取組が求められます。

このため、本市では国の指針に基づき、市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成 28 年度(2016 年度)に「熊本市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

今回、本計画策定以降、国の指針が改訂され、また、本市においては個別長寿命化計画の策定が概ね完了したことなどを踏まえ、今後の更新費用の試算や分野別方針を見直すなど、本計画を一部改定することとします。

なお、この計画は、最上位計画である「熊本市総合計画」を含めた関連計画との整合を図り、財政の中期見通しとも連動するよう、実効性のある計画として策定するものです。

2. 計画の対象期間

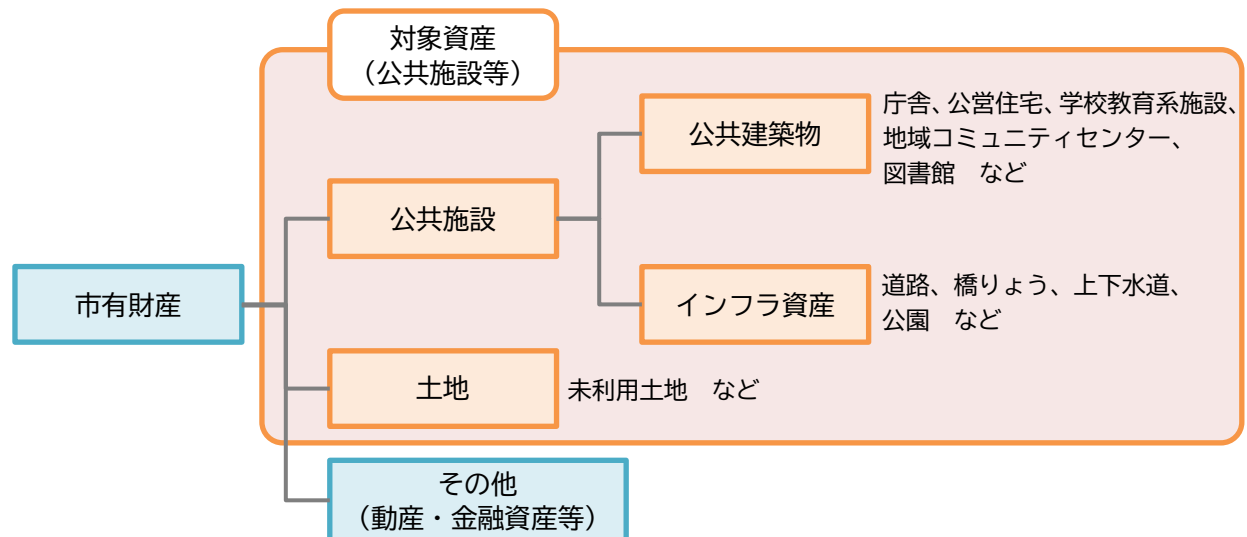
公共施設の総合的管理の観点や耐用年数等を考慮し、計画期間は中長期的なものとする必要があります。高度経済成長期及び人口が著しく増加した時期に建設された建築物やインフラ資産の建替え・更新時期を見据え、平成 28 年度(2016 年度)から令和 37 年度(2055 年度)までの 40 年間を対象期間とします。

3. 計画の対象範囲

本市が保有する全ての公共施設及び土地を対象とします。また、分類は以下のとおりとし、それぞれの管理の方針や資産の有効活用について方向性を検討します。

- ① 市民が利用する施設
 - ② 庁舎等の行政施設
 - ③ 道路・橋梁等のインフラ資産
 - ④ 公営企業会計の施設
 - ⑤ 公共用地
- } 本計画の対象範囲

図表 本計画の対象範囲



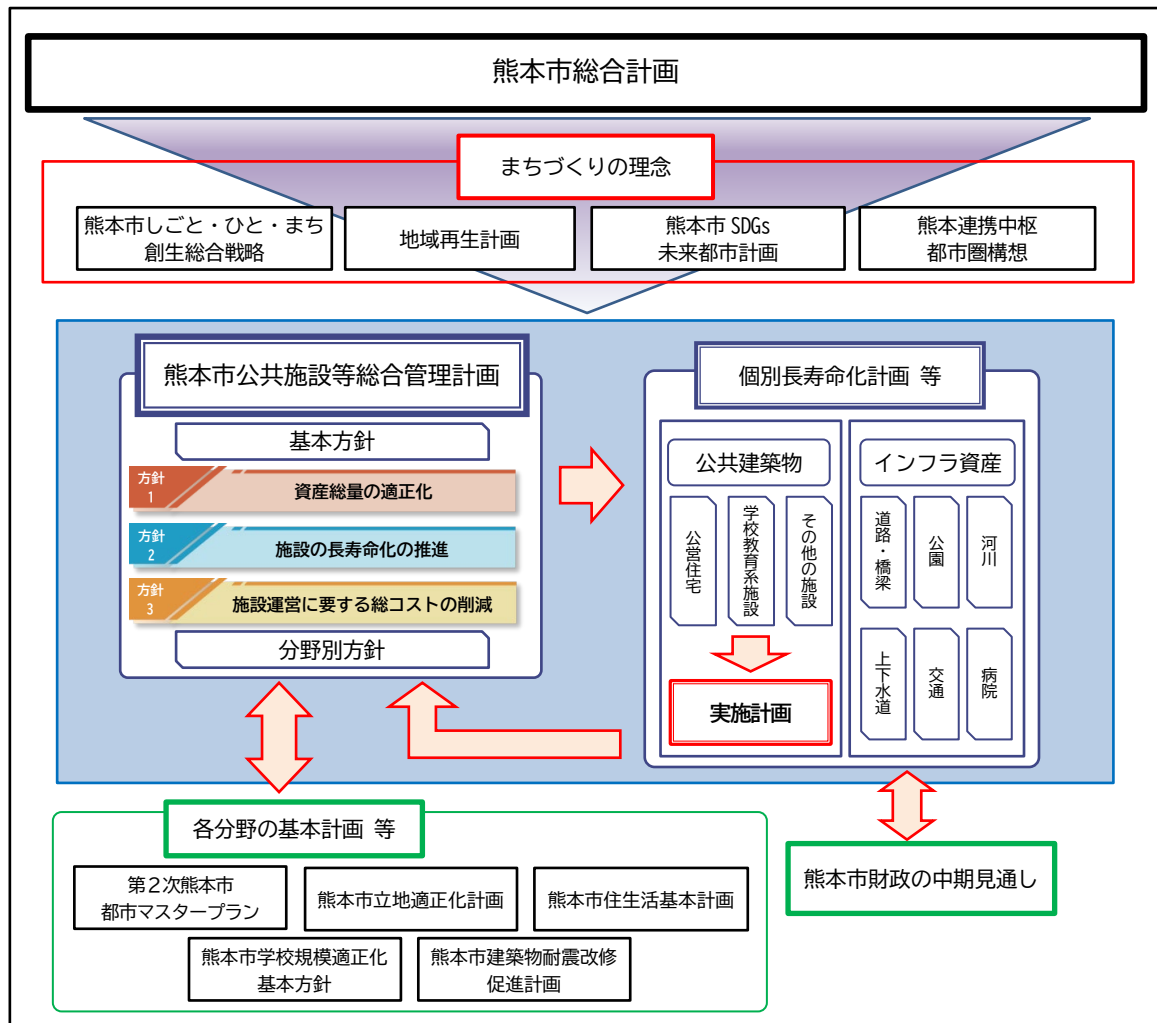
4. 計画の位置づけ

本計画は公共施設等の適正化・長寿命化を図る観点から、公共建築物をはじめインフラ資産や土地等、市有財産の総合的管理の指針を示す計画として策定するものです。

市の最上位計画である総合計画はもとより、都市マスタープランなど公共施設の配置や役割が影響を及ぼす計画が多数あることを踏まえ、これらの計画と連携し整合性を図る必要があります。

他の計画との連携・整合のイメージは以下のとおりです。

図表 本計画の位置づけ



SDGs と公共施設マネジメントの取組

SDGs(エスディーズ〔持続可能な開発目標〕)は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む 17 の開発目標のことです。熊本市は令和元年(2019 年)に SDGs 未来都市に選定され、「熊本市 SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画では、SDGs に示す以下の 3 つの目標を念頭において事業を推進することが必要です。

本計画に関わる SDGs



Chapter



公共施設等に関連する市の概況



Chapter

Ⅱ

公共施設等に関連する市の概況

1. 人口特性・人口動態

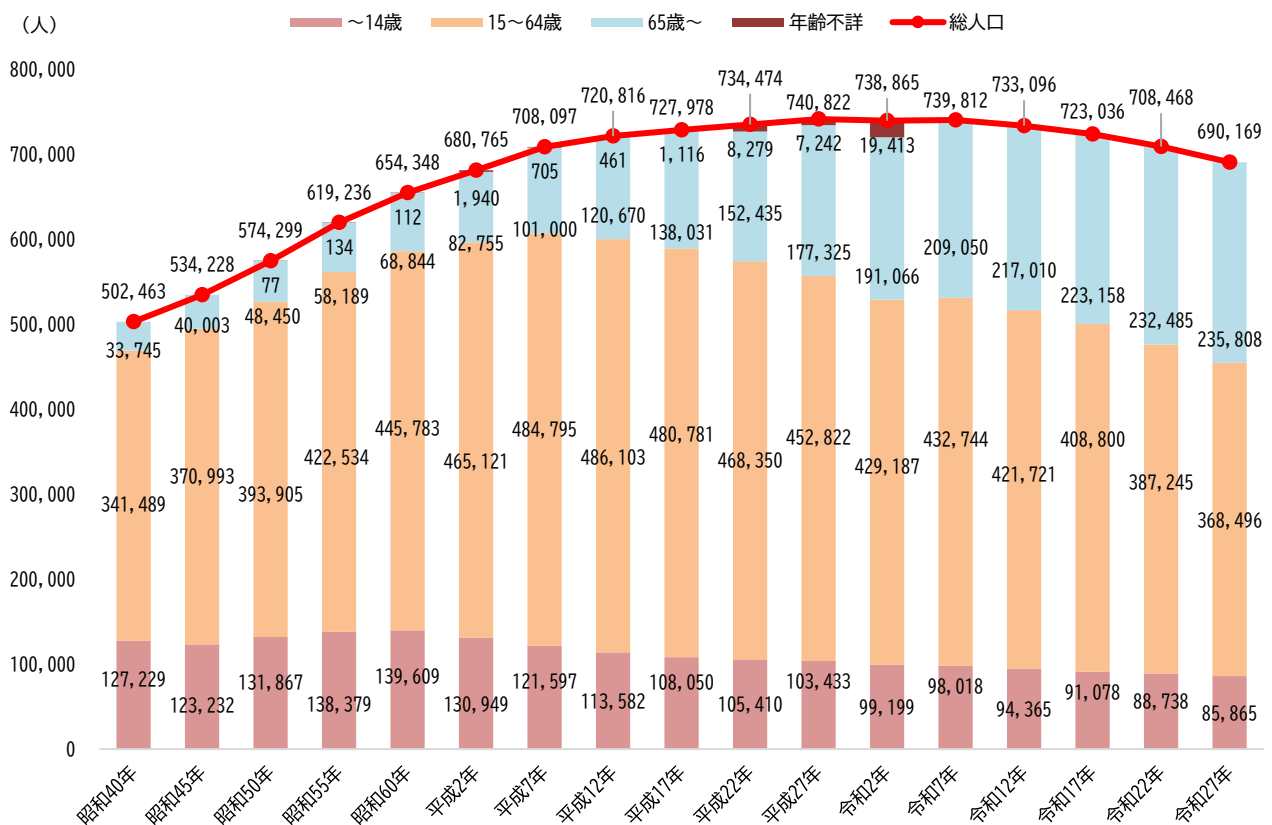
(1) 人口の推移

熊本市の総人口は、今後、緩やかに減少する見込みとなっています。

令和2年(2020年)から令和22年(2040年)までの20年間に、年少人口(15歳未満)は約1万人、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は約4万2千人減少する見込みとなっており、いずれも既に減少局面にあります。

一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、今後20年間で約4万1千人増加し、総人口に占める割合は令和22年(2040年)時点で32.8%と3割を超える見込みです。

図表 熊本市の人口推移(昭和40年〔1965年〕～令和27年〔2045年〕)



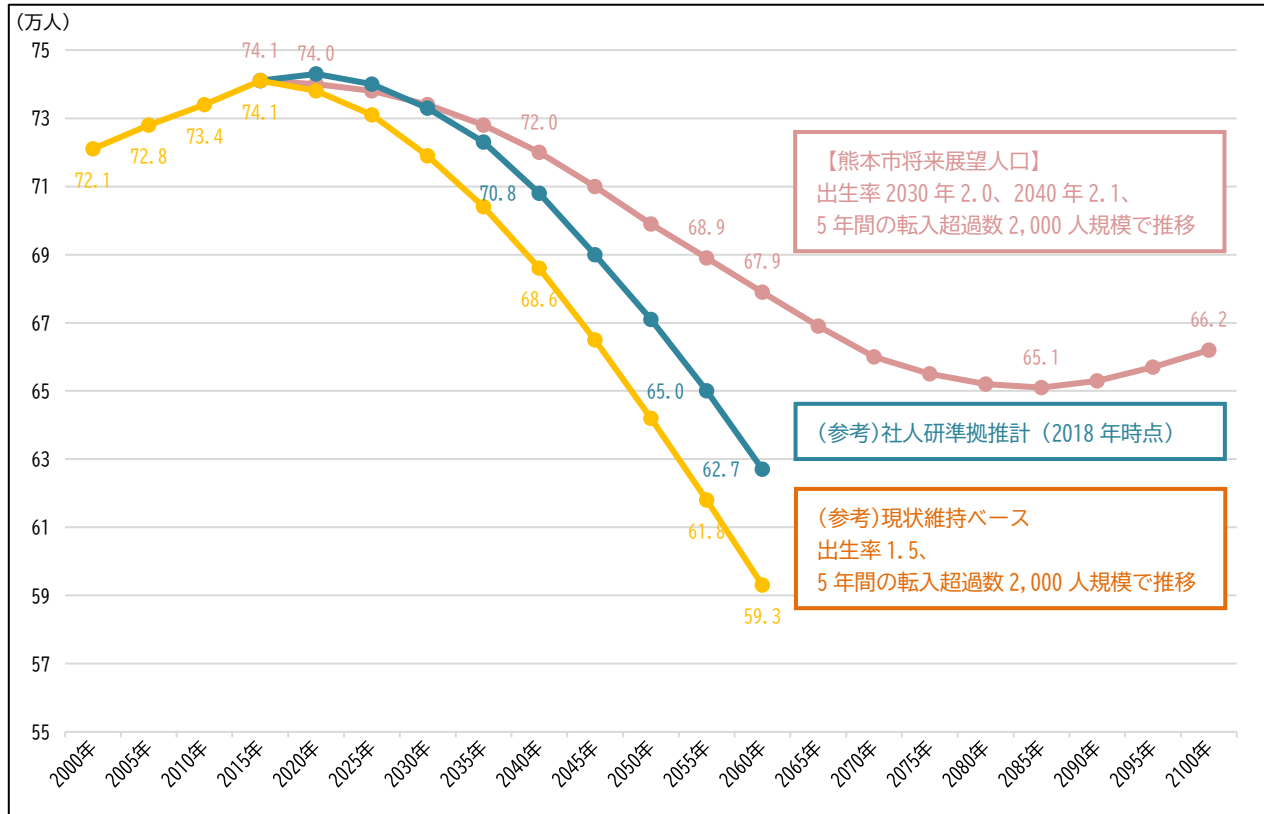
備考: 令和7年(2025年)以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値

資料: 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(2) 将来人口推計

「熊本市人口ビジョン」の将来展望においては、今後、市民の希望が実現された場合、合計特殊出生率は2030年に2.0、2040年に2.1まで向上し、過去5年間の2,000人規模の転入超過が維持される前提であれば、2050年に70万人程度、2080年頃に65万人程度の人口が確保されると見込まれています。

図表 熊本市の総人口の長期的推計と将来展望



資料:熊本市人口ビジョン

※いずれの試算においても、今後、人口は減少していくことが見込まれます。

2. 市の財政状況

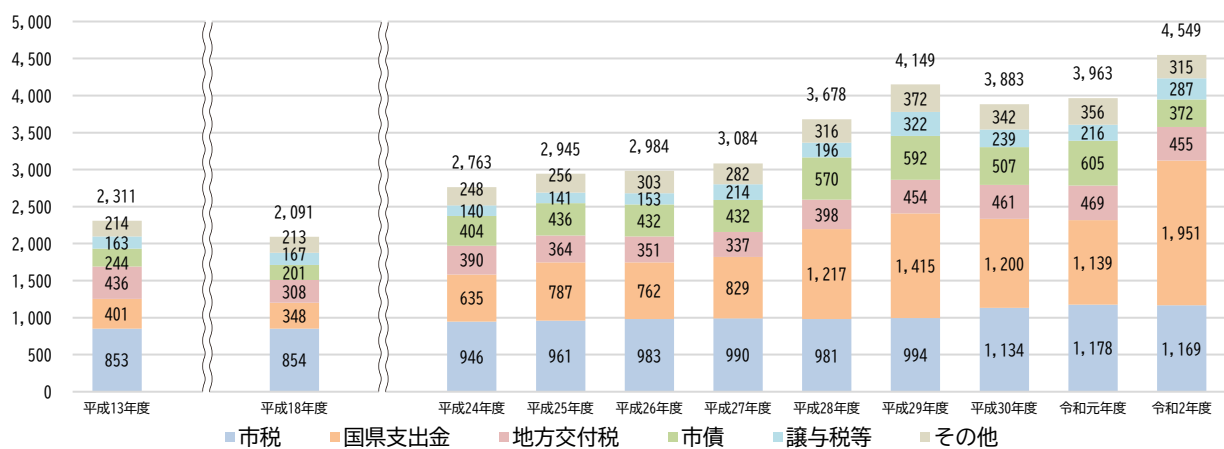
(1) 歳入

令和2年度(2020年度)一般会計決算における歳入総額は4,549億円となっており、合併や政令指定都市移行に伴う県からの権限移譲や新型コロナウイルス感染症への対応などの影響により増加しています。

基幹的な自主財源である市税収入は1,169億円であり、近年はやや増加傾向にあります。政令指定都市の中では、市税収入額、市民1人当たりの市税額ともに最下位となっています。借入に当たる市債については、臨時財政対策債や投資的経費の増加、さらには、熊本地震で被災した公共施設の復旧など、災害復旧事業に伴う市債借入の増加等により、近年は増加傾向にありましたが、中心市街地再開発を終えたことで、令和2年度(2020年度)においては大きく減少しました。

図表 歳入内訳別推移（一般会計）

(単位：億円)



(2) 歳出

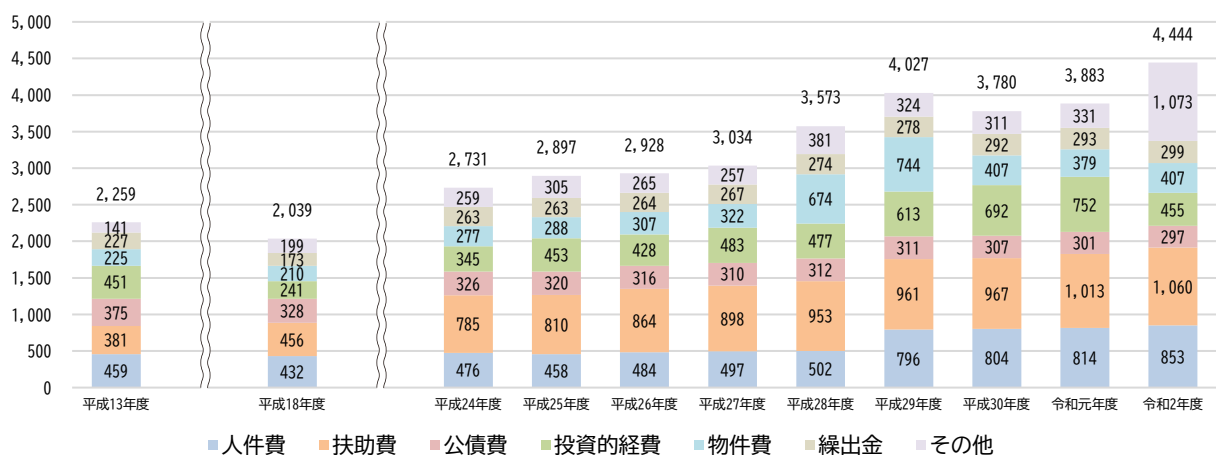
令和2年度(2020年度)一般会計決算における歳出総額は4,444億円となっており、歳入と同様に政令指定都市移行等による影響や、新型コロナウイルス感染症関連事業による増加が見られます。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費については、県費負担教職員の給与負担の権限移譲や、各福祉サービスの利用者数の増加などにより増加傾向にあります。

普通建設事業費などの投資的経費は、合併の影響及び区役所や分離新設校の整備、国・県道整備の権限移譲の影響による増加に加え、熊本地震以降は、災害復旧費や中心市街地再開発事業等の影響による増加も見られます。

図表 性質別歳出の推移（一般会計）

(単位：億円)



(3) 市債現在高及び公債費の推移

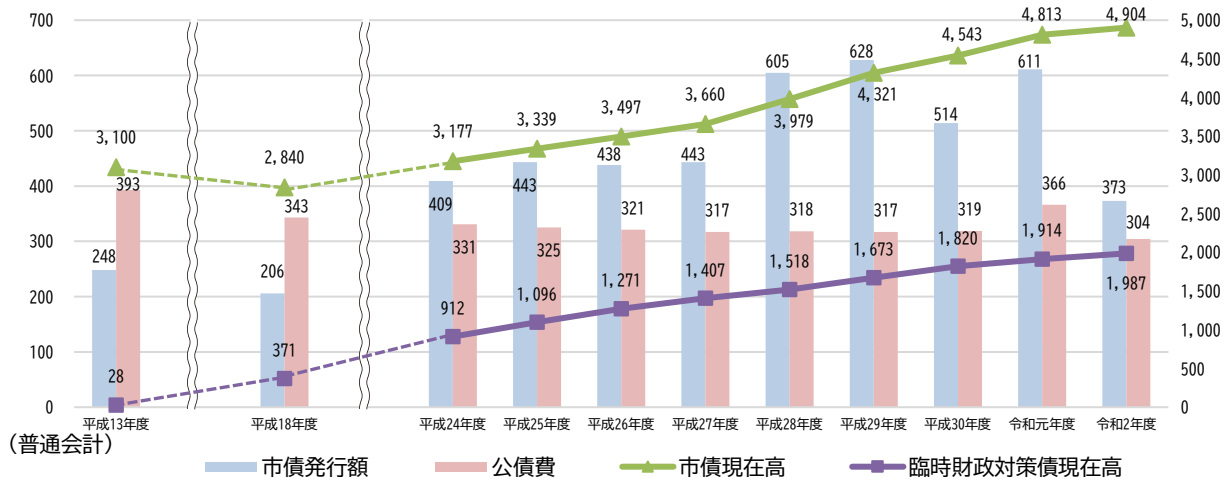
市債現在高については、熊本地震に伴う災害復旧事業債の発行、臨時財政対策債の増加により、令和2年度(2020年度)末の残高は4,904億円となり、過去10年間で残高が一番少ない平成22年度(2010年度)の3,012億円と比べ1,892億円の増加となっています。

このうち、臨時財政対策債については、平成13年度(2001年度)から普通交付税の代替財源として発行され、その現在高は年々増加し、令和2年度(2020年度)末の残高は1,987億円となっています。

臨時財政対策債については、後年度の償還費の全額が基準財政需要額に算入され、地方団体の財政運営に支障が生じないよう措置されてはいるものの、市債現在高を押し上げる要因となっています。

図表 市債発行額、公債費及び市債現在高の推移(臨時財政対策債含む)

(単位：億円)



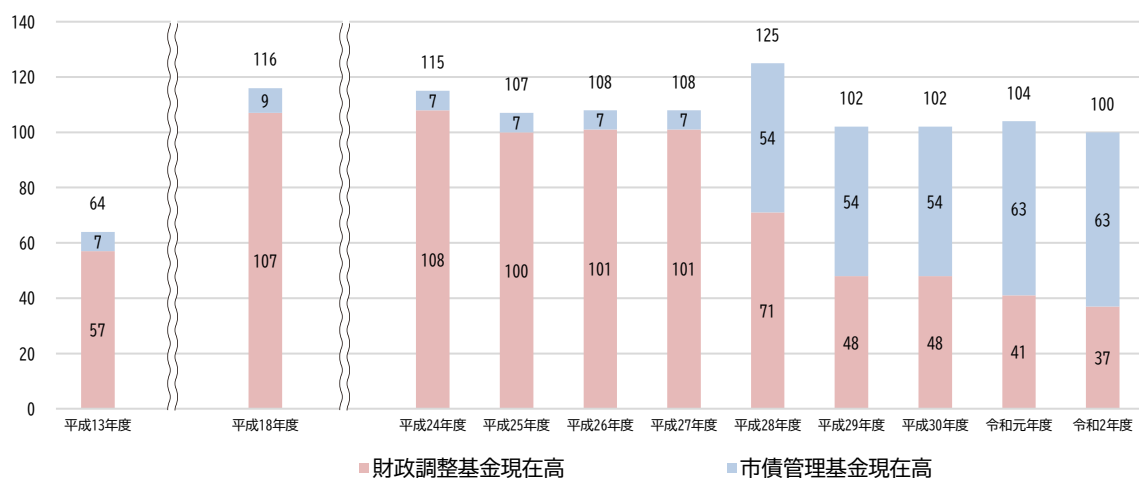
(4) 財政調整基金及び市債管理基金現在高の推移

財政調整基金は、熊本地震への対応や新型コロナウイルス感染症対策などで取り崩しを行ったため、令和2年度(2020年度)末の残高は37億円となっています。

一方、市債管理基金については、熊本地震に伴い発行した災害復旧事業債等の後年度の償還に備え積立てを行った結果、令和2年度(2020年度)末の残高は63億円となっています。

図表 財政調整基金及び市債管理基金現在高の推移

(単位：億円)



3. 保有する公共施設等の状況

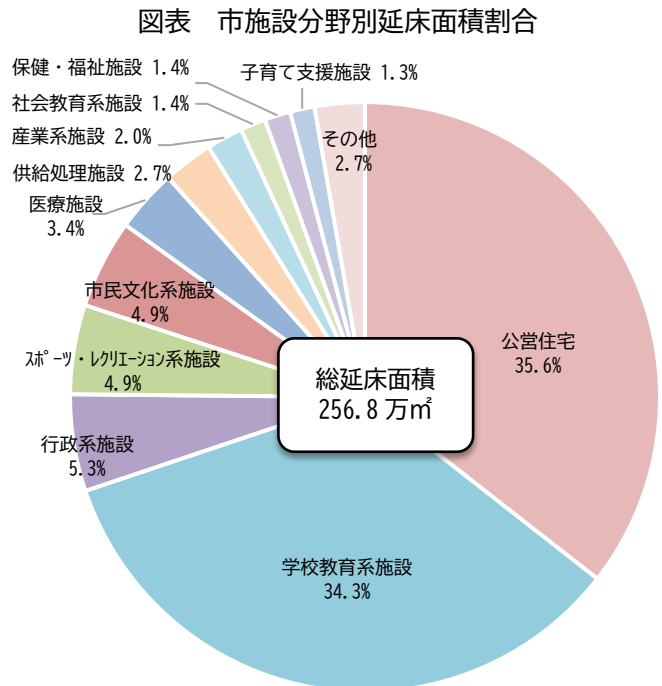
(1) 保有する公共建築物の状況

【概況】

令和3年(2021年)4月1日時点で1,602施設(4,378棟)、総延床面積は256.8万㎡であり、市民1人当たりで換算すると3.48㎡となっています。

分類別では、公営住宅(91.3万㎡、35.6%)が最も多く、次いで学校教育系施設(88.0万㎡、34.3%)となっており、この2分類で全体の約7割を占めていることになります。

また、その他の建築物の用途は多岐に亘っており、各分野で市民サービスに利用されています。



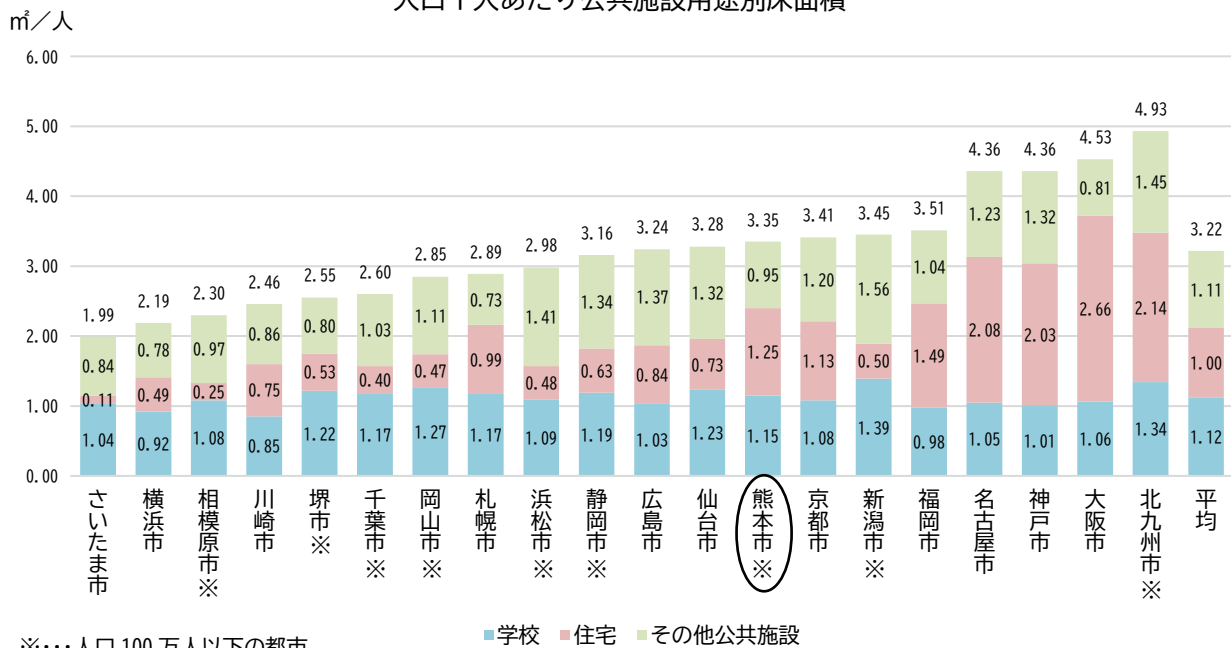
人口1人当たりの公共施設の延床面積を算出すると、政令指定都市の中では平均的な水準となっています。ただし、人口100万人以下の政令指定都市の中では保有量が多い状況にあることから、今後、適正化に向けて取り組む必要があります。

分野別の比較においては、学校が平均的な水準で、住宅がやや多く、その他公共施設は少ない状況となっています。これは、まちづくりセンターに公民館や図書室、児童室が併設されるなど、他都市と比較して施設の複合化が図られていることが一因であると考えられます。

また、保育所及び幼稚園について、私立の施設の割合が多いことも影響していると考えられます。

図表 令和元年度(2019年度)公共施設状況調査に基づく政令指定都市比較

人口1人あたり公共施設用途別床面積



【本計画策定後の延床面積の推移】

本計画の策定当時(平成 27 年〔2015 年〕4 月 1 日時点)の総延床面積は 243.5 万㎡でしたが、計画策定時から予定されていた西部環境工場の建替えや熊本城ホールの新規整備、平成 28 年(2016 年)熊本地震で被災された市民の方への支援に向けた災害公営住宅の新規整備などにより、本計画改定時点(令和 3 年〔2021 年〕4 月 1 日時点)の総延床面積は 13.3 万㎡増加し、256.8 万㎡となっています。ただし、256.8 万㎡には、建替えを行った西部環境工場などの公共建築物のうち、解体が終わっていないものが含まれており、順次、解体を行うこととしています。

△：増加
▼：減少

図表 総延床面積の推移(平成 27 年〔2015 年〕4 月 1 日～令和 3 年〔2021 年〕4 月 1 日)

	総延床面積		増減	主な増減
	平成 27 年 4 月 1 日 時点	令和 3 年 4 月 1 日 時点		
公営住宅	88.4 万㎡	91.3 万㎡	+2.9 万㎡ (+3.3%)	△災害公営住宅(南熊本第二団地 外) ▼四方寄団地
学校教育系施設	85.8 万㎡	88.0 万㎡	+2.2 万㎡ (+2.6%)	△龍田西小学校、特別支援学校、 校舎増築 ▼藤園・託麻共同調理場
その他の施設	69.3 万㎡	77.5 万㎡	+8.2 万㎡ (+11.8%)	△新熊本市市民病院、熊本城ホール、 新西部環境工場、東部堆肥センター、 植木中央公園運動施設 ▼中央老人福祉センター、 秋津浄化センター、健軍自転車駐車場
合計	243.5 万㎡	256.8 万㎡	+13.3 万㎡ (+5.5%)	
建替え等に伴い、今後解体を予定している施設			-5.3 万㎡	▼旧西部環境工場、旧熊本市市民病院、 旧城南まちづくりセンター など

一方で、熊本地震で被災した公共建築物の建替えの際に、近隣公共施設との合築・複合化による延床面積の抑制や、市民ニーズの変化などを踏まえた施設の用途廃止、転用等に取り組むなど、資産総量の適正化に向けた取組も着実に推進してきました。

図表 複合化・集約化に伴う延床面積の削減状況

旧施設名	延床面積		新施設名	延床面積	削減効果
旧中央公民館	1,877.62 ㎡	⇒ (集約化)	中央公民館	2,329.31 ㎡	630.31 ㎡ (▲21.3%)
旧中央老人福祉センター	1,082.00 ㎡				
旧城南まちづくりセンター	3,936.04 ㎡	⇒ (複合化)	城南まちづくりセンター・ 城南老人福祉センター	2,475.94 ㎡	2,128.91 ㎡ (▲46.2%)
旧城南老人福祉センター	668.81 ㎡				

図表 公共施設の用途廃止状況

廃止年月	従前の施設名称
平成 29 年(2017 年)4 月	みかん実験農場、秋津浄化センター、五郎ヶ池老人憩の家、田迎老人憩の家
平成 30 年(2018 年)4 月	母子・父子福祉センター
平成 31 年(2019 年)4 月	植木温泉福祉交流館、四方寄団地
令和 2 年(2020 年)4 月	雁回敬老園、天明多目的農事研修所、九品寺老人憩の家、白坪高齢者生きがい作業所

【公共施設の築年別整備状況】

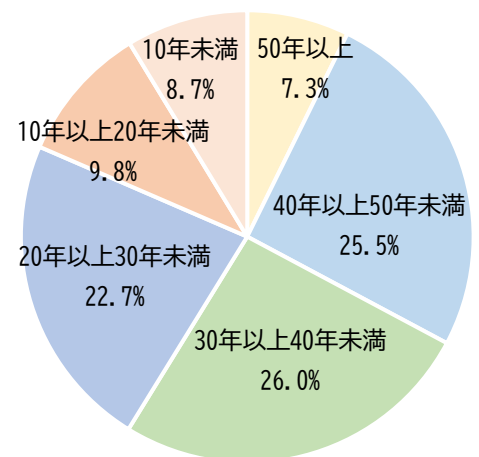
人口の増加に伴い、昭和 50 年代に学校や市営住宅等の施設を数多く整備してきました。集計した建築物の単純平均による経過年数は約 31 年となっています。

建築物の耐用年数は、構造や利用状況によって差があるものの、適切にメンテナンスを行えば、概ね 60 年程度であると一般的に言われています。

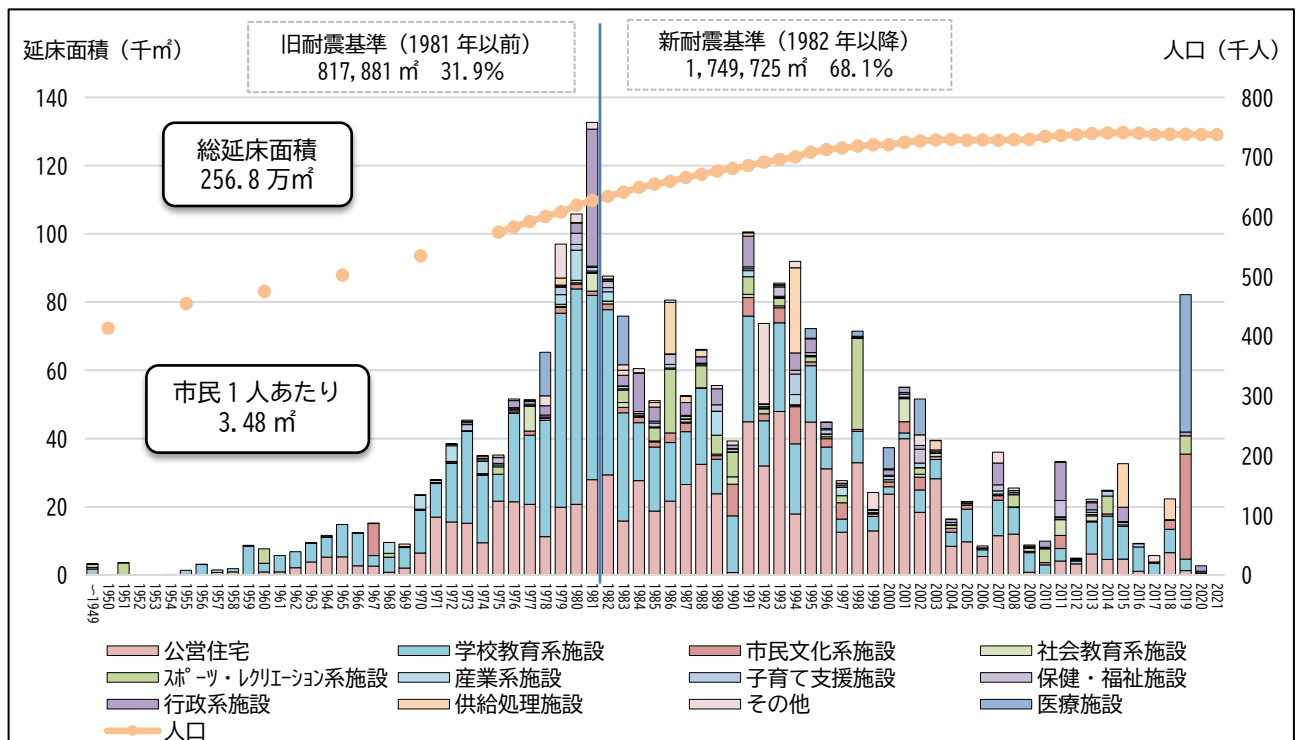
既にこの耐用年数の半分である建築後 30 年を経過した建築物は 151.0 万㎡であり、全体の 58.8%を占めている状況です。

また、旧耐震基準である昭和 56 年(1981 年)5 月以前に建築された施設は、81.8 万㎡、全体の 31.9%となっています。

図表 経過年数別床面積割合



図表 年度別整備延床面積（公共建築物）



図表 主な施設の建築年度（経過年数）（令和 3 年〔2021 年〕4 月 1 日現在）

施設名	建築年度	経過年数
水前寺運動公園（水前寺競技場）	1951	70
熊本市市民会館（シアーズホーム夢ホール）	1967	54
本庁舎（中央区役所）	1981	40
総合体育館・青年会館	1986	35
東部環境工場	1994	27
総合屋内プール（アクアドーム）	1998	23

(2) 保有するインフラ資産の状況

熊本市では、以下のインフラ資産を保有しています。

図表 インフラ資産一覧（令和3年〔2021年〕4月1日現在）

種別		主な施設	施設数 (平成27年4月1日現在)	施設数 (令和3年4月1日現在)
道路	市道		11,785 路線	12,652 路線
			3,369 km	3,415 km
	国道		5 路線	5 路線
			37 km	37 km
	県道		48 路線	50 路線
			339 km	348 km
	橋梁		2,882 橋	2,988 橋
			32 km	36 km
河川	一級河川		5 本	5 本
			23.7 km	23.7 km
	二級河川		3 本	3 本
			3.7 km	3.7 km
	準用河川		31 本	31 本
			48.4 km	48.4 km
	一般排水路 (普通河川)		14 本	13 本
			29 km	24 km
	都市下水路		13 路線	13 路線
			19 km	19 km
公園	都市公園等		25 施設	25 施設
			2 門	2 門
農業施設	農道		1,048 箇所	1,140 箇所
			586 ha	592 ha
	林道		117 路線	151 路線
			50 km	57.9 km
	農業用排水機場		2 路線	2 路線
			3 km	5.1 km
	農業集落排水施設		40 施設	40 施設
			49 km	50 km
漁港	管渠		4 施設	4 施設
			3 施設	3 施設
	終末処理施設		2,114 m	2,152 m
			3,001 m	1,710 m
地方公営企業会計	上水道	管路	3,366 km	3,550 km
		取水施設	52 施設	38 施設
		送水施設	19 施設	18 施設
		配水施設	61 施設	45 施設
	工業用水道	取水施設	3 施設	3 施設
		配水施設	1 施設	1 施設
	下水道	管路	2,545 km	2,718 km
		ポンプ場	304 施設	369 施設
		浄化センター	5 施設	5 施設
	交通	軌道事業	2 路線	2 路線
			11.9 km	11.9 km
	病院施設	病院（診療所含む）	3 施設	3 施設
			697 床	529 床

※ 国道は市管理分のみの数値

※ 公園数・公園面積は市管理分の数値

※ 農道は市管理分のうち、農道台帳整備済路線の数値

（３）公共施設等の有形固定資産減価償却率の状況

熊本市が保有する公共施設等の有形固定資産減価償却率は、令和元年度（2019 年度）末時点で 58.3%となっています。令和元年度（2019 年度）末時点の全国平均は 63.4%であることから、全国的には低い水準にあります。一方で、分野別の減価償却率を見ると、一部の分野で老朽化が比較的進んでいる状況にあることから、今後、計画的に長寿命化や更新を行っていく必要があります。

図表 行政目的別有形固定資産減価償却率

区分	主な公共施設等	平成 27 年度 (2015 年度) 末	令和元年度 (2019 年度) 末
生活インフラ・ 国土保全	道路、橋りょう、港湾、公営住宅、公園など	51.1%	57.5%
教育	学校教育系施設、図書館など	64.3%	63.9%
福祉	老人福祉センター、幼稚園・保育園など	58.7%	66.9%
環境衛生	環境工場、クリーンセンター、斎場など	66.3%	62.4%
産業振興	くまもと森都心プラザ、動植物園、 熊本城ホールなど	54.4%	31.3%
消防	消防署所など	51.5%	52.9%
総務	本庁舎、区役所など	62.3%	67.4%
合計		56.4%	58.3%

※有形固定資産減価償却率：法定耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているか（老朽化しているか）を把握することができます。

（４）保有する土地の状況

【保有状況】

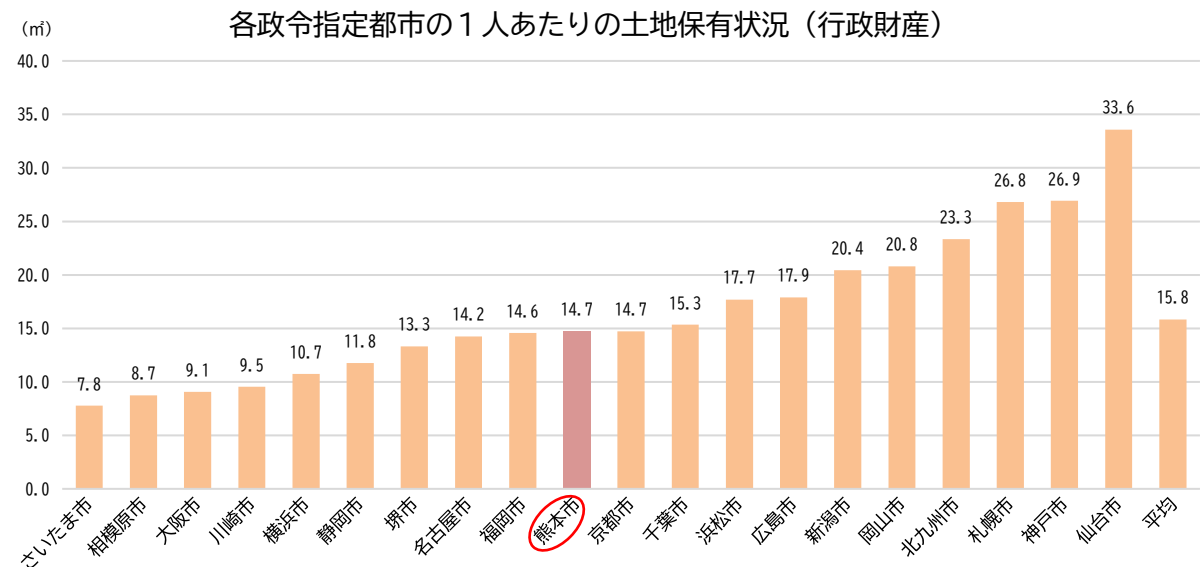
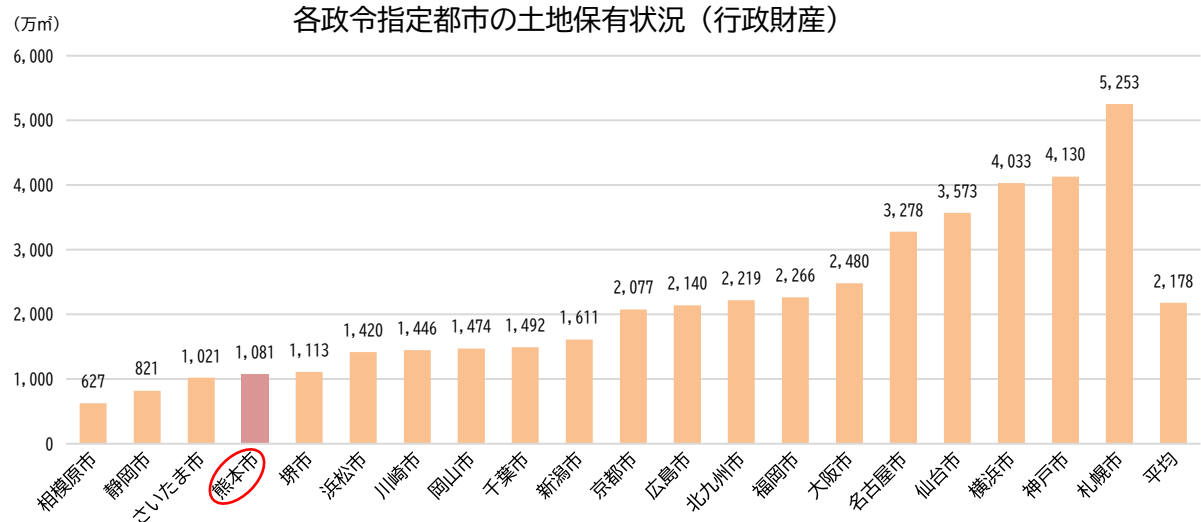
熊本市一般会計及び特別会計では、以下の土地を保有しています。

図表 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在の保有状況

区分		地積（単位：㎡）
本庁舎		166,105.06
行政 機 関 の 他	消防施設	69,217.44
	その他の施設	742,894.47
公共 用 財 産	学校	2,944,754.46
	公営住宅	1,283,856.07
	公園	3,052,179.14
	その他の施設	2,531,991.57
山林		404,293.68
普通財産		507,748.27
合計		11,703,040.16

資料：令和 2 年度（2020 年度）決算付属書（財産に関する調査）

(参考) 令和元年度(2019年度)公共施設状況調査に基づく政令指定都市比較



保有する土地(行政財産)の面積総量は建築物と同様、政令指定都市の中では少ない状況ですが、人口1人当たりで見ると平均的な水準です。

【未利用土地の公売状況】

本市では、未利用となっている土地を一般競争入札等により売却することで財源確保に取り組んでいます。近年の売却実績は次のとおりです(一般会計のみ)。

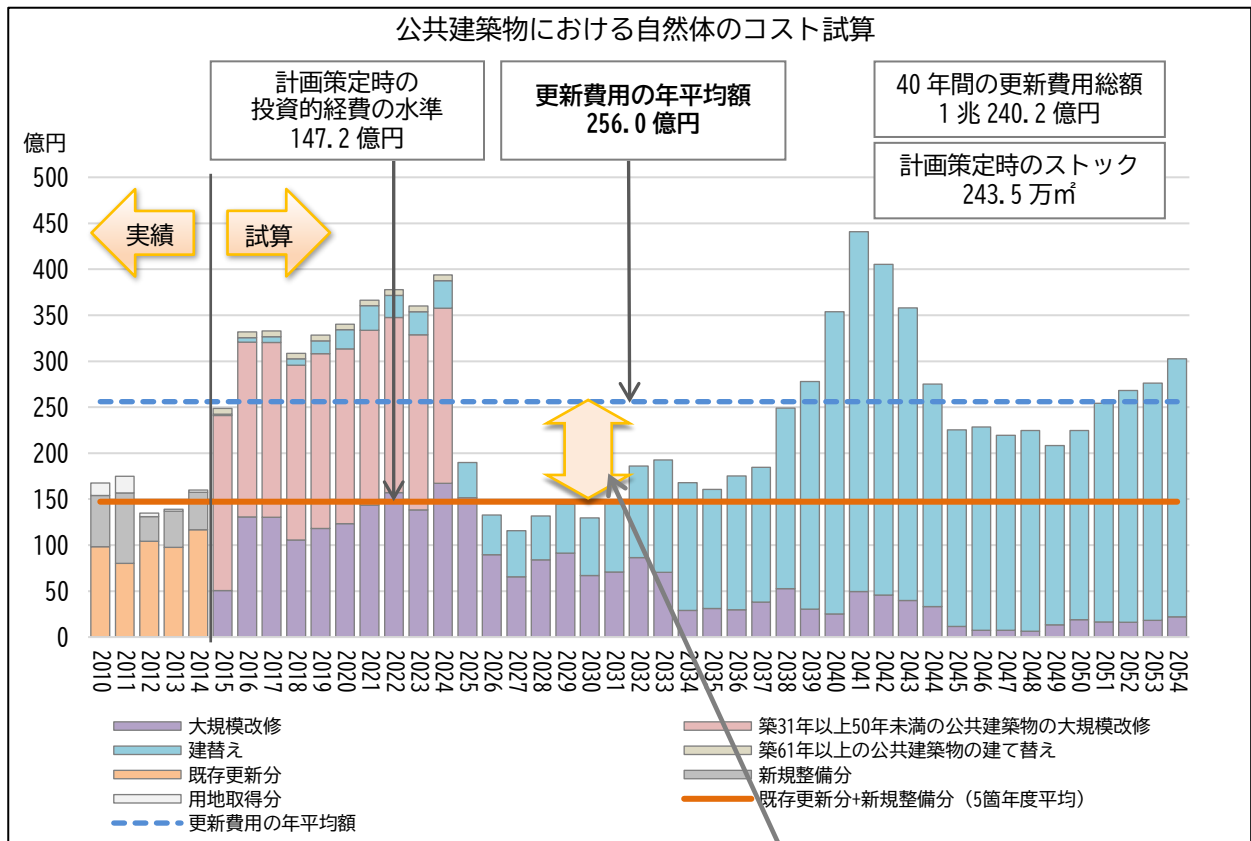
年度	売却面積	売却額
平成29年度 (2017年度)	7,895.71 ㎡	約12億3千万円
平成30年度 (2018年度)	3,363.13 ㎡	約1億8千万円
令和元年度 (2019年度)	4,380.68 ㎡	約4億2千万円
令和2年度 (2020年度)	1,618.38 ㎡	約8千万円
合計	17,257.90 ㎡	約19億1千万円

4. 今後の公共施設等の更新等にかかるコスト試算

(1) 公共建築物における自然体のコスト試算

計画策定時に、当時保有していた公共建築物の資産総量を維持したまま保有・更新を行い、長寿命化を図らず 60 年間使用するとした場合における更新費用の試算を行いました(以下「自然体のコスト試算」という。)

各年度の更新費用は下図のとおりです。計画期間中(40 年間)の更新費用は、総額で 1 兆円を超え、毎年度平均 256 億円が必要となる結果となり、当時の公共建築物における投資的経費の水準(147.2 億円)を踏まえると、今後の公共建築物の更新費用を適正な水準に抑えていくことが必要であることが明らかになりました。



【試算の前提条件】

- ・ 現有施設を全て現在の規模を維持して保有する。
- ・ 建替えの更新周期を 60 年、大規模改修の周期を 30 年と仮定する。
- ・ 試算の対象は、建替え費用及び大規模改修費用とする。
- ・ 計画策定時の投資的経費の水準 (147.2 億円) は 2010～2014 年度の「更新費用水準 (99.4 億円)」と「新規整備水準 (47.8 億円)」の合計 (5 か年平均)

計画策定時

更新費用の平均水準 (256.0 億円)
 - 計画策定時の投資的経費の水準 (147.2 億円)
 = 108.8 億円の乖離

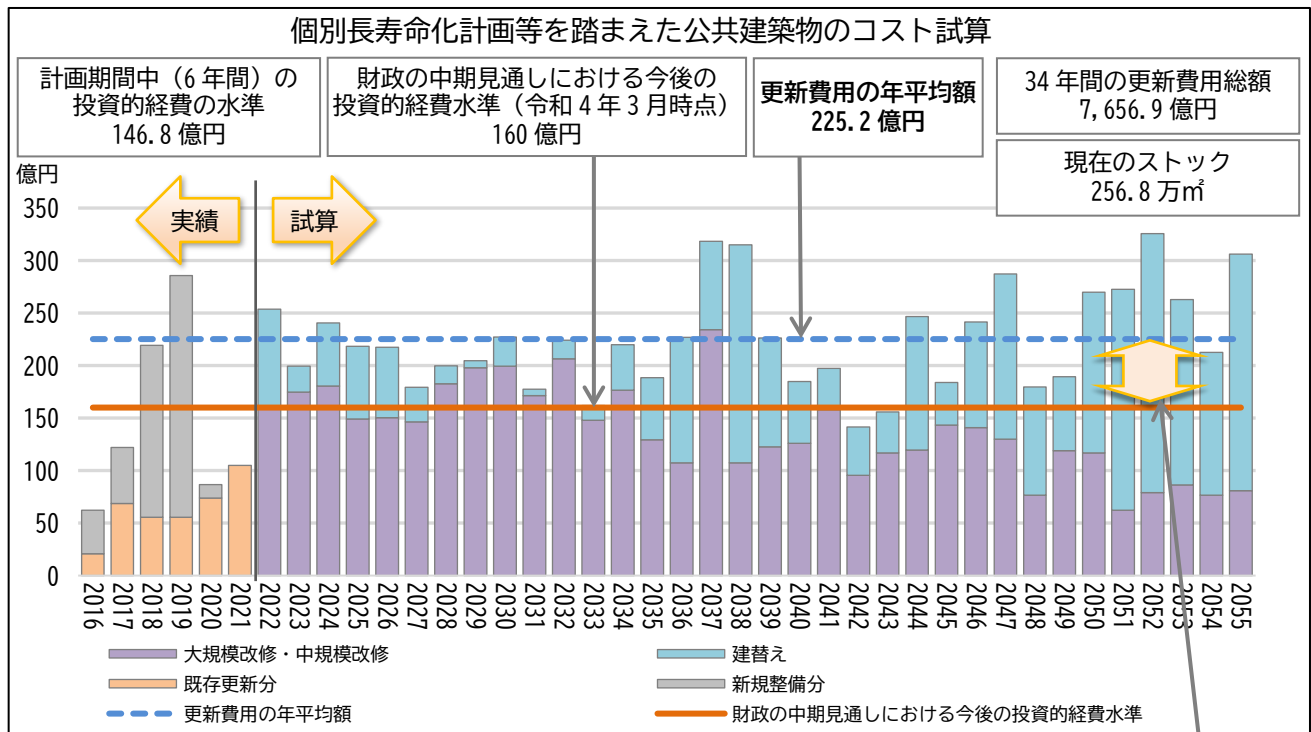
（２）個別長寿命化計画等を踏まえた公共建築物のコスト試算

これまでに策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、令和４年度（2022年度）以降の公共建築物の更新費用の試算を行いました（以下「個別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算」という。）。

市営住宅、学校施設については、それぞれ「熊本市市営住宅長寿命化計画」「熊本市学校施設長寿命化計画」に沿って、その他の施設については各施設で策定した個別長寿命化計画等に沿って大規模改修や施設の建替えに要する更新費用の試算を行っています。

これにより、公共建築物の長寿命化を図ることで、毎年度の更新費用が約 31 億円抑制される見込みとなりました。

なお、今後の公共建築物における老朽化の進行状況や、更なる資産総量の適正化に向けた取組などに連動して、各公共建築物に係る個別長寿命化計画等の見直しを行う必要があります。そのため、個別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算については、今後、本計画の改定とあわせて見直しを行っていくこととします。



※2021年度は、当初予算ベースの金額

【試算の前提条件】

- ・ 現有施設を全て現在の規模を維持して保有する。
- ※資産総量の適正化に向けた取組（延床面積２割削減）による効果は見込んでいない。
- ・ 予防保全対象施設は、個別長寿命化計画等に基づき試算する。
- ・ 経過観察保全対象施設は、自然体のコスト試算と同条件で試算する。
- ・ 建替え等に伴い解体を予定している施設は試算対象としない。
- ・ 計画期間中の投資的経費の水準（146.8 億円）は 2016～2021 年度の「更新費用水準（63.2 億円）」と「新規整備水準（83.6 億円）」の合計（6 か年平均）

更新費用の平均水準(225.2 億円)

－ 財政の中期見通しにおける今後の投資的経費水準
(160 億円)
＝ 65.2 億円の乖離

更新費用の平均水準(225.2 億円)

－ 計画期間中（６年間）の投資的経費の水準
(146.8 億円)
＝ 78.4 億円の乖離

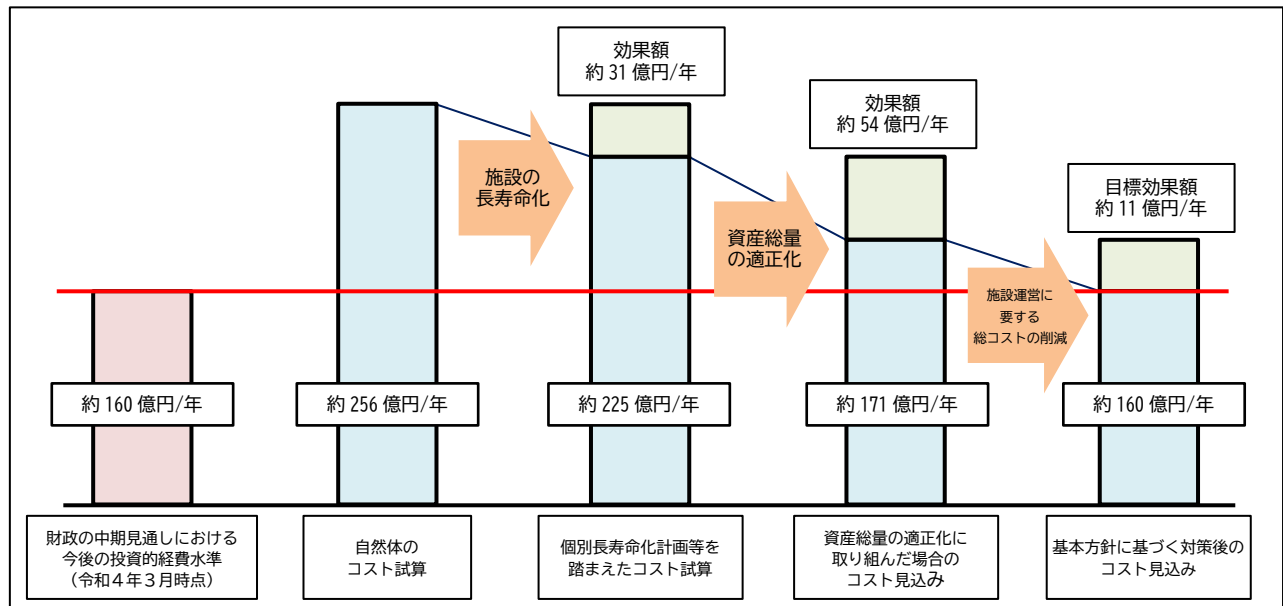
また、施設の効用を維持するための保守点検や小規模な修繕等についても毎年度約 20.2 億円（平成 30 年度〔2018 年度〕～令和 2 年度〔2020 年度〕の実績値から算定。指定管理者が実施する保守点検等を含む。）のコストが生じている状況です。今後も現在の水準で推移する見込みですが、施設整備時の設計や保守点検等の発注方法の工夫などにより抑制を図っていく必要があります。

(3) 基本方針を踏まえた公共建築物のコスト試算

個別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算に、資産総量の適正化の取組によるコスト削減見込みを反映した場合、今後の計画期間(34 年間)で年平均 171 億円まで更新費用が抑制される見込みとなります。

さらに、資産総量の適正化に伴う施設の統廃合等によるランニングコストの削減に加え、施設の建替え等の際における公民連携手法の導入、また、既存施設における運営手法の見直しやエネルギーコストの削減などによる施設運営に要する総コストの削減の効果も考慮すれば、財政の持続可能性は確保されるものと考えられます。

引き続き、基本方針に基づき公共施設マネジメントの取組を着実に推進していくことが重要です。



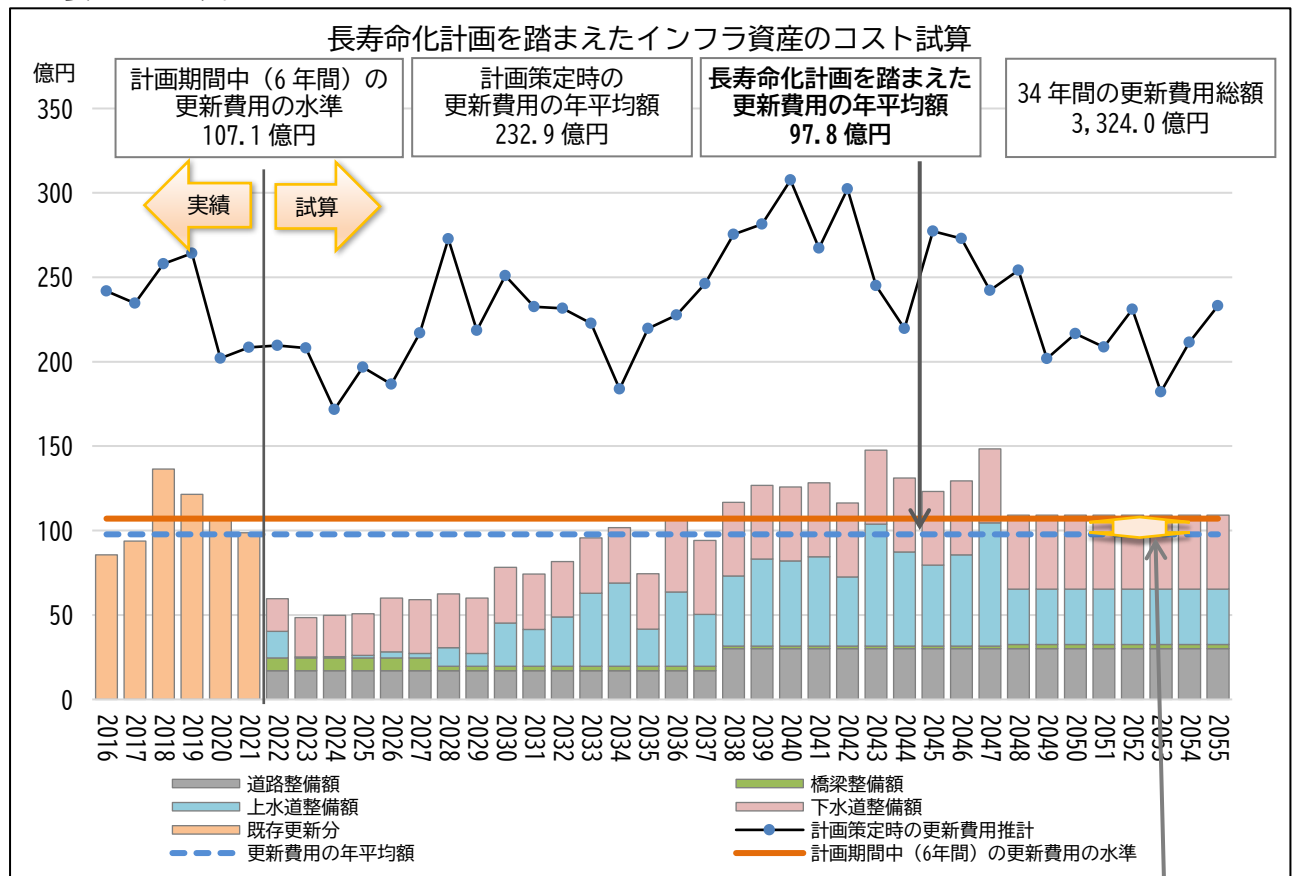
(4) 長寿命化計画を踏まえたインフラ資産のコスト試算

道路・橋梁、水道、下水道の各インフラ資産についても、それぞれの長寿命化計画を踏まえ更新費用の試算を行ったところ、以下の結果となりました。

各インフラ資産において、予防保全的な取組による事業費の抑制に向けた検討を進めた結果、計画策定時の試算に比べ、更新費用は大きく減少する見込みとなりました。

一方で、各インフラ分野においては、道路整備プログラムに基づく幹線道路等の整備や上下水道の未普及地域への対応などの新規整備事業に取り組んでおり、毎年度約 172 億円(平成 28 年度[2016 年度]～令和 3 年度[2021 年度]平均額)の財政需要が生じている状況です。これらの新規整備事業についても、財政運営との整合を図りながら計画的に取り組む必要があります。

なお、道路・橋梁、水道、下水道の保守点検や小規模な修繕等に要するコストは毎年度約 35.0 億円(平成 30 年度[2018 年度]～令和 2 年度[2020 年度]の実績値から算定。)が生じている状況です。公共建築物と同様、今後も同程度のコストが必要となる見込みであることから、抑制に向けた取組を検討する必要があります。



【計画策定時のインフラ資産の更新周期は次のとおり設定】

- ・道路…15年
- ・橋梁…60年
- ・上水道…40年
- ・下水道…50年

※水道、下水道については、管路更新費用のみを試算

【試算の前提条件】

- ・各インフラ資産の長寿命化計画に基づき試算する。
- ・各長寿命化計画の計画期間以降の更新費用は、計画期間中の更新費用の平均額とする。
- ・計画期間中の更新費用の水準は 2016～2021 年度の実績(6 年平均)

更新費用の平均水準(97.8 億円)
－計画期間中(6 年間)の更新費用の水準(107.1 億円)
＝▲9.3 億円

更新費用の平均水準(97.8 億円)
－計画策定時の更新費用の平均水準(232.9 億円)
＝▲135.1 億円

Chapter



公共施設等の課題



公共施設等の課題

1. 保有する公共建築物に関する課題

更新費用の試算結果から導き出されることは、今の水準・規模で公共建築物を維持し続けることが、費用的に困難であるということです。

今後、人口が減少する中で、施設の利用状況や地域バランス等を考慮しながら、施設の集約や廃止を進めていかなければ、増大する維持更新費用によって市の財政は破綻してしまいます。

逆に、財政的な理由で施設の維持更新が滞ってしまえば、安全面・機能面の問題で施設の継続利用ができなくなってしまいます。安全性を維持しながら、計画的に施設の維持更新を図っていくことは、市政運営上の大きな課題です。

このため、公共建築物の保有量を削減しながら、施設をできるだけ長く使えるように工夫していくことが必要です。

なお、更新費用の試算は事業費ベースで行いましたが、実際には国費や地方債等の特定財源を最大限活用しながら、施設の更新に要する一般財源の負担を極力抑制していくことも重要な視点です。

また、市有建築物については、市有建築物耐震対策基本方針に基づき「市有建築物耐震化整備計画」を策定しており、本計画や本計画に基づく個別長寿命化計画との整合性を図りながら、耐震化を進める必要があります。

同時に、建築物及び建築設備、並びに附属施設の適正な保全を図り、施設の長期使用に取り組んでいきます。

これらの取組を進めながら、公共建築物の集約や移転改築等を検討する際には、都市マスタープランに掲げる「多核連携都市」の実現に向け、地域拠点等における都市機能の維持・確保や、その周辺や利便性の高い公共交通沿線における人口密度の維持に向けた居住の促進にも留意する必要があります。

さらに、連携中枢都市圏構想を踏まえ、近隣市町村と連携し、広域的視点から公共施設等の利活用について検討するとともに、国・県が保有する施設との連携も図ります。

2. 保有するインフラ資産に関する課題

本市が所有するインフラ資産の中には、下水道の配管など建設後 60 年以上経過するものもあり、老朽化が急速に進んでいます。

また、建設時からの社会情勢の変化などにより、ユニバーサルデザイン化や、耐震化などの防災機能の向上に向けた取組が必要なものもあります。

これらのインフラ資産の維持更新費用の増加については、財政的な制約の範囲内で、各分野で策定した長寿命化計画等に基づき、効率的かつ計画的に対応していくことが課題となります。

また、都市計画決定以降、長期にわたり事業が未着手となっている都市計画道路や都市計画公園などについては、各分野において、事業の見直しに向けたガイドラインを策定の上、順次検討を行ってきました。今後も、各インフラ資産を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要な見直しに取り組みます。

3. 保有する土地に関する課題

これまで、新たな公共施設を建設してきた時期においては、敷地を新規に購入することで対応してきました。

しかし、公共建築物の更新費用の試算結果を見ると、今後、公共施設の再編を行いながら、市の資産総量を縮減させていく取組が必要であり、土地についても余剰が発生することが見込まれます。

保有する土地の総量は、他の政令指定都市と比較しても大きくはありませんが、今後の人口減少社会においては、規模の適正化を図ることが必要です。市有地を民間に売却することで、売却時の収入のみならず、固定資産税の増収にもつながり、財政運営にも寄与します。

したがって、施設の廃止や集約によって生じる跡地や市が保有する未利用地については、売却することを基本とします。

ただし、土地の所在地や周辺の公共施設の老朽化の状況によっては、施設の集約や建替えの敷地としての活用が有効な場合も考えられることから、市有財産活用・調整会議などを通じて、有効活用策についても検討します。

なお、土地の売却や利活用の検討においては、立地適正化計画を念頭に市内の連携を図ります。

また、公共建築物の建替えにあたっては、用途地域ごとの建ぺい率や容積率を考慮し、可能な限り敷地の高度利用を図ることで施設の集約を進め、土地の有効活用及び保有量の適正化を進めます。

4. 公共施設の管理上の課題

市の会計基準は、現金の収入・支出を集計することに主眼をおいた単年度会計となっていることから、これまで、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持補修費、解体費等の直接経費は、その都度、検討して決定されてきました。

財政負担の軽減のためには、これらの直接経費はもちろんのこと、その施設運営に携わる職員の人件費等を含めた管理経費など、ライフサイクルコストを検討することが大切です。

今後は、公共施設の建設費等のインシヤルコストのみならず、運営に要する費用を含めたライフサイクルコストを意識し、総コストを抑制する観点から整備や更新に取り組む必要があります。

本計画を踏まえ、市が保有する資産全体の現状を把握した上で、適切な維持管理や資産の有効活用の方策を検討していきます。

5. コロナ禍における公共施設等の課題

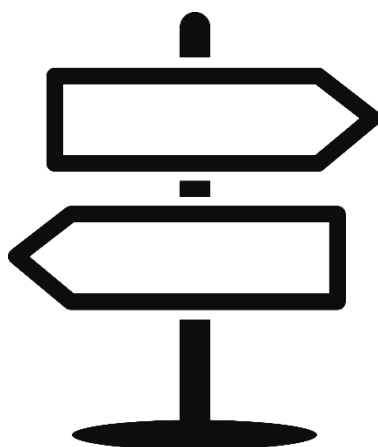
令和元年度(2019 年度)に発生した新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、長期間に亘り市民生活は制限され、市が提供する市民サービスの見直しや縮小が余儀なくされました。公共施設等においても、臨時休館や利用制限などをリスクレベル等に応じて実施している状況です。

今後は、国が示す「新しい生活様式」のもと、デジタル化の進展などによる社会構造や市民のライフスタイルの転換に伴い、公共施設等の利用方法などに変化が生じることが見込まれることから、これらに対応して、それぞれの公共施設等における市民サービスや施設整備のあり方を柔軟に見直していく必要があります。

Chapter



熊本市の公共施設マネジメントに
向けた基本的考え方



Chapter

IV

熊本市の公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

1. 基本方針

これまで記載してきた現状及び課題を踏まえ、本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があります。

本計画では、以下の3項目を基本方針として設定します。



方針1 資産総量の適正化



公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

方針2 施設の長寿命化の推進



今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

方針3 施設運営に要する総コストの削減



建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

2. 公共施設マネジメントの具体的な取組

基本方針を踏まえ、以下の具体的な取組を進め、資産のマネジメントを推進していきます。

(1) 資産総量の適正化

① 公共建築物

i 総延床面積の削減目標

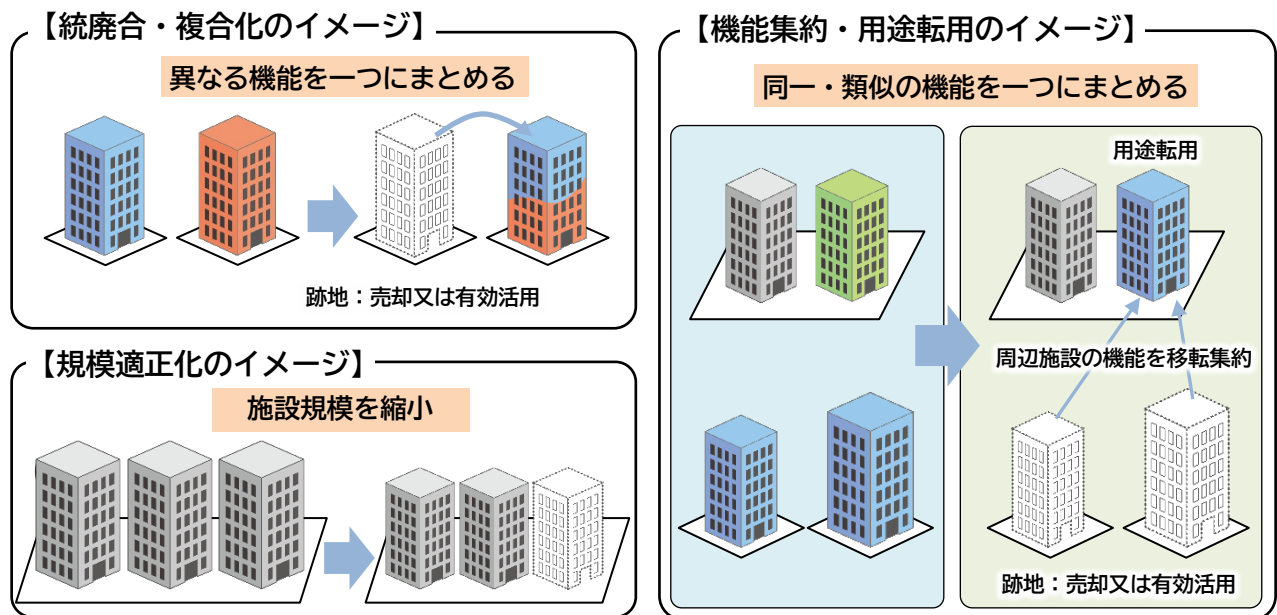
公共建築物の総延床面積を 40 年間で **20%削減**します。

本計画策定時の総延床面積(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日時点)は、約 243.5 万㎡でした。そのため、本計画の対象期間である令和 37 年度(2055 年度)までに総延床面積を約 194.8 万㎡まで削減することを目指します。

この削減目標を実現するため、市民ニーズ等を踏まえながら、既存施設の用途廃止や、更新・大規模改修等を契機とした複合化や機能集約、規模適正化などに取り組みます。

また、新規施設の整備においても、既存施設との合築を検討するなど、延床面積の増加を抑制するための検討を行います。

図表 資産総量の適正化のイメージ



ii 資産総量の適正化に向けた検討

【検討の開始時期】

資産総量の抑制を図りながら公共建築物の再編を進めていくためには、対象となる施設を明らかにし、個別の対応を検討していくことが必要です。

検討にあたっては、対象となる施設のみならず、再編の可能性がある近隣の施設や、社会構造の変化等に起因する新たな市民ニーズ等も踏まえ、全庁的な検討を行う必要があります。

そのため、以下の基準に該当する施設については、対象となる施設の所管部局を始め、関係部局を含

めた全庁的な検討を順次行います。

- ・ 個別長寿命化計画において予定する大規模改修や建替えに向けた検討を行う必要がある場合
- ・ 施設分野において横断的に検討すべき課題が生じた場合
- ・ その他、社会構造や市民ニーズの変化等を踏まえ検討すべき課題が生じた場合

【検討フローと対応方針】

資産総量の適正化に向けた検討にあたっては、施設白書で把握する利用状況やコスト状況に基づく二軸評価分析や利用者へのアンケート調査などを踏まえ、現在施設で提供している市民サービスの必要性や効果について改めて検討を行うこととします。

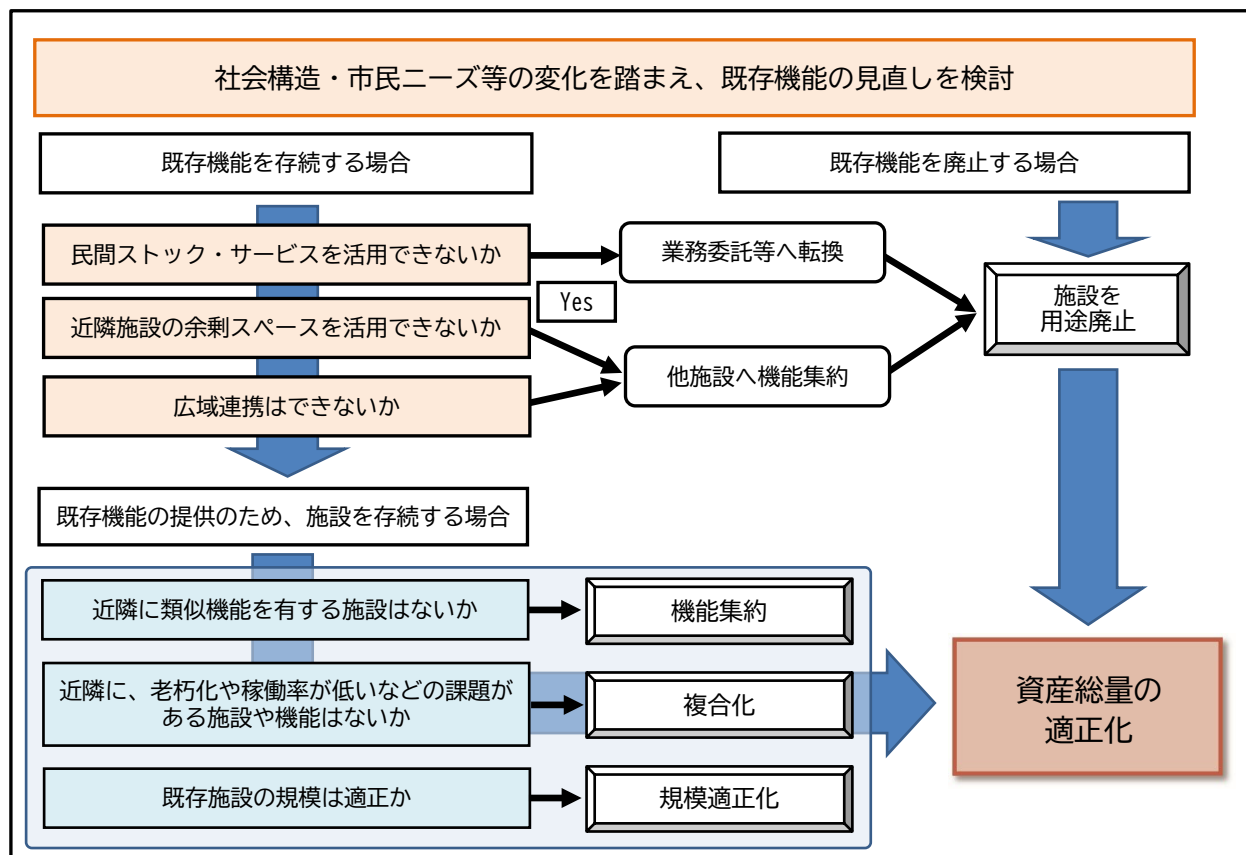
その結果、すでに市民ニーズに適合しないサービスとなっている場合や、設置当初の目的が薄れている場合は、施設の用途廃止を含め、施設のあり方について検討を行います。

また、既存サービスの提供を存続する場合であっても、次のフローを参考に検討を行い、施設の複合化、集約・転用、規模適正化などを進め、保有する資産の総量抑制に取り組みます。

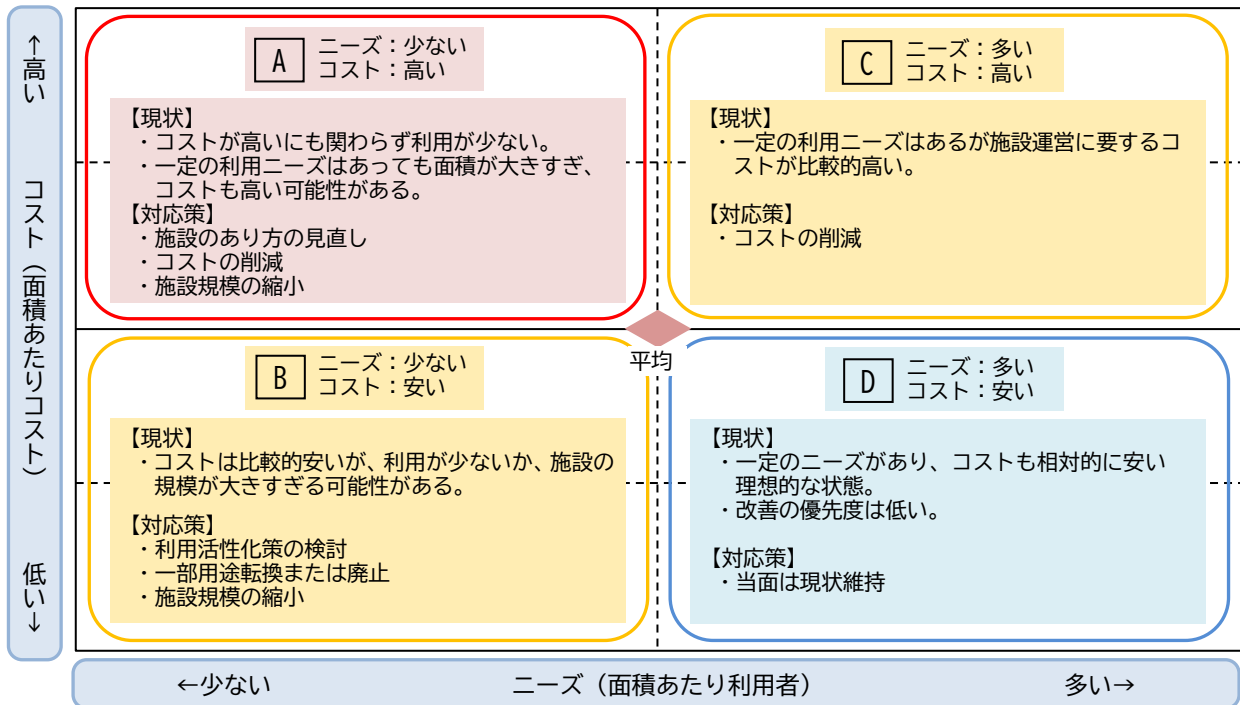
なお、施設の建替えを行う場合には、立地適正化計画や市域内での公共施設の配置状況を踏まえた適正配置についても検討を行います。

これらの検討によって用途廃止した建物については、速やかに除却し、早期に跡地の売却又は有効活用に取り組みます。

図表 資産総量の適正化に向けた検討フロー（参考）



図表 二軸評価のイメージ



（例）縦軸：コスト評価 施設の運営に要するコストを延床面積で割り、1㎡あたりのコストを算出

横軸：ニーズ評価 施設の延利用者数を延床面積で割り、1㎡あたりの利用者数を算出

iii 広域連携の取組

国が進める公的不動産の有効活用や相互利用の研究を行いつつ、県市で同じ目的の施設（公営住宅、スポーツ施設、ホール等）を保有している現状を踏まえ、県市の役割分担の明確化についても検討します。

また、本市を含めた近隣 19 市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の取組として、公共施設の共同利用の推進を図ることとしています。共同利用を図る施設については、今後も熊本連携中枢都市圏を構成する市町村と協議し、圏域全体での公共施設のあり方について検討していきます。

② インフラ資産

インフラ資産の整備については、社会情勢や市民ニーズ（防災、ユニバーサルデザイン化、環境配慮など）を適切に捉え、財政状況も勘案しながら、中長期的な視点で計画的に取り組めます。

整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい構造とすることで、経済性・合理性に配慮します。

また、社会情勢の変化や都市マスタープラン等を踏まえ、必要性の減少や将来のまちづくりに応じて既存インフラの廃止や再編等の検討を行います。

③ 土地

施設の統廃合等により生じる空き地については、売却することを基本とし、保有する土地についても高度利用を進めることで資産総量の適正化を図ります。

(2) 施設の長寿命化の推進

① 公共建築物

i 計画保全について

「事後保全」から「計画保全」へ移行します

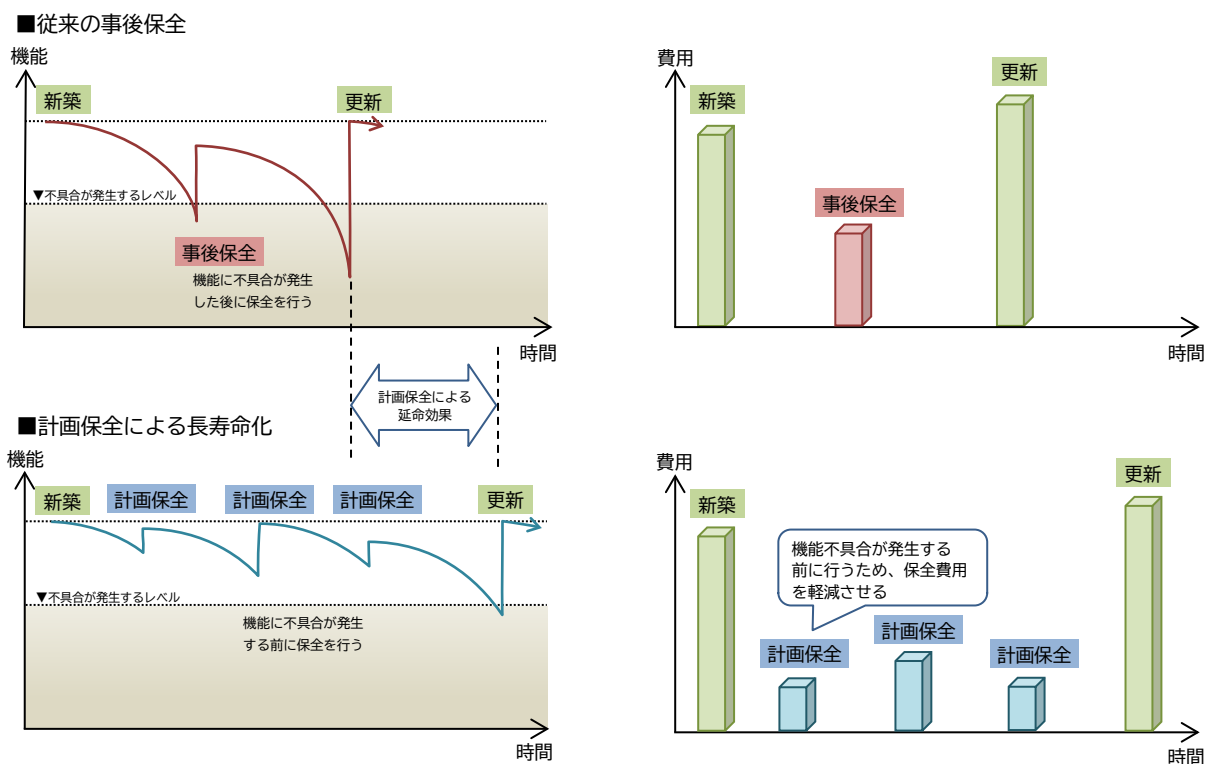
これまで本市では、多くの施設において、劣化や故障による性能の低下や異常が確認されてから後追いで行う保全、いわゆる「事後保全」で対応してきました。

しかし、建築物を長期にわたり良好な状態で使用するためには、定期的な点検や診断により、建築物の劣化の進行状況を把握し、施設が持つ特性や機能を考慮した上で適切な時期に適切な保全を行うこと（計画保全）が重要です。

また、下図のように、性能に異常をきたすまで保全を行わなければ、建築物の寿命を縮め、更新のサイクルが短くなり、結果的に財政負担が増大することとなります。

今後、熊本市の公共建築物については、施設保全のあり方を抜本的に見直し「事後保全」から「計画保全」へ移行することで、建築物の長寿命化を目指します。

図表 計画保全



ii 公共建築物の目標耐用年数

建築物を 70 年間使用することを基本とします

計画保全に移行するためには、建築物をどの程度使用するのか、目標耐用年数を設定することが重要です。目標耐用年数を設定することで、建築物の部位や設備機器ごとの修繕や更新のおおよそのサイクルを定めることができます。

本市では、これまで、建築物の劣化や機能の低下を理由に、おおよそ 30 年から 40 年で建替えを実施

した施設もありました。今後は、建築物の長寿命化を図り、目標耐用年数を70年とすることを基本とします。

ただし、用途や構造上の理由で70年間使用できない建築物や、既に相当の築年数が経過し劣化進行度が著しい建築物については、目標耐用年数を個別に判断し、状況に応じた保全を実施します。

iii 計画保全の対象施設

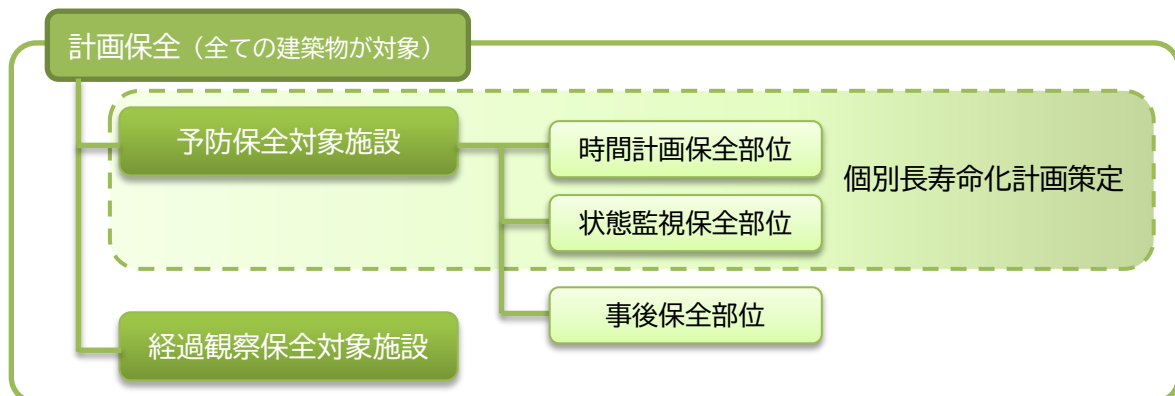
防災上重要な建築物や延床面積が200㎡を超える建築物のうち、重要度の大きい施設について予防保全を実施します

熊本市が有する建築物は、様々な用途や規模のものがあります。限られた財源で効率的に長寿命化を実現するため、地域防災計画で緊急避難所として指定を受けている建築物や、延床面積が200㎡を超える建築物のうち機能停止の影響が大きいものについて予防保全を実施します。

予防保全の対象となった建築物については、市有建築物保全要綱等に基づき、各施設管理者が保全計画を策定し、部位ごとにその特性を考慮して時間計画保全や状態監視保全等の手法を用いて、効果的な保全に努めます。

また、これら以外の建築物についても、適宜に経過観察を行い、状況に応じた保全を行います。

図表 計画保全の対象施設



iv 個別長寿命化計画の実施

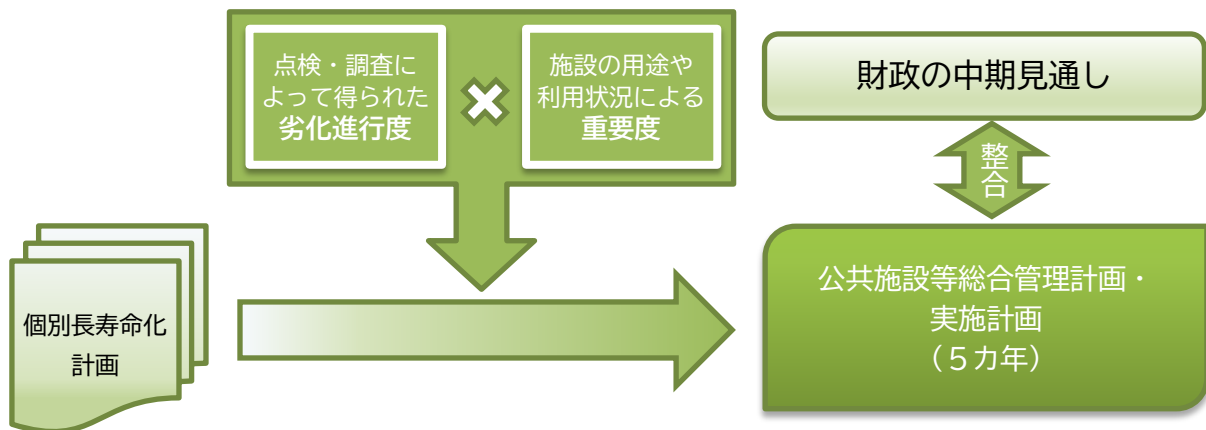
保全の優先度を判定し、財政の中期見通しとの整合を図ったうえで公共施設等総合管理計画・実施計画を策定します

今後、高度経済成長期やバブル期に建設された建築物が一斉に修繕・更新時期を迎えることになります。厳しい財政状況において、建築物ごとに策定された個別長寿命化計画を実行するためには、市有建築物全体をとって優先度判定を行い、充当可能な財源を適切に割り振る必要があります。

本市では、個別長寿命化計画を取りまとめ、建築物の劣化状況や重要度等を加味し、対象建築物全体の中で優先度判定を行い、財政の中期見通しとの整合を図ったうえで、公共施設等総合管理計画・実施計画を策定、計画的な保全に取り組みます。

なお、保全時期の集中や事業費のばらつきにより生じる年度間の財政負担の不均衡については、平成30年度（2018年度）に設置した「熊本市公共施設長寿命化等基金」を必要に応じて活用することで準標準化を図ります。

図表 計画保全の実施



v 点検等の強化

点検等の仕組みを見直し、建築物の状態把握から適正な保全につなげます

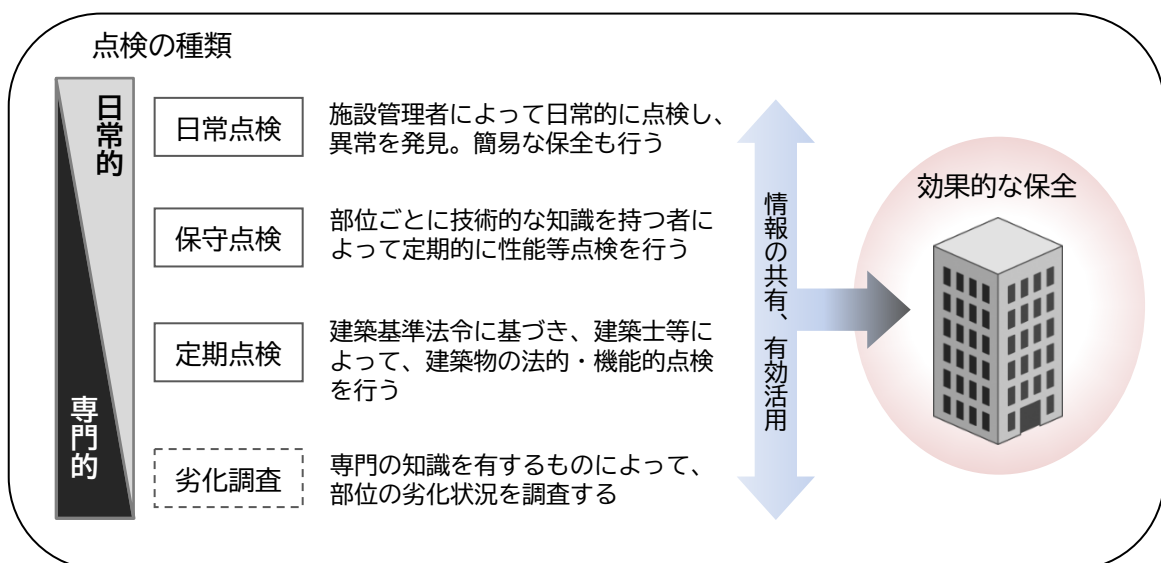
建築物を安全・適切に維持するためには、日頃の手入れや点検の積み重ねが重要です。また、点検により早期に異常を発見し、その情報を有効活用することで建築物の長寿命化にもつながります。

しかしながら、本市の現状として、老朽化が進んでいる施設も少なくなく、定期点検において老朽化に伴う不具合も多々判明していますが、施設所管課に技術職員が配置されておらず、技術的知見に乏しいなどの理由で不具合解消が十分に図られていません。

そこで、公共建築部門が市有建築物の保全を統括し、定期点検及び保守点検で得られた情報を施設管理者と共有を図り、必要な技術支援を行うなど、不具合解消に向けた取組を強化します。

また、定期点検及び保守点検に加え、施設管理者等による日常点検を徹底し、施設の状態維持に努めます。このため、施設管理者の保全意識を高める取組として、公共建築物点検マニュアル・点検チェックシートを用いた研修などを実施します。

このほか、指定管理者やビルメンテナンスなどの委託業務についても、点検水準の平準化等を図り、施設の更なる適正管理に取り組みます。



vi 施設整備への取組

建築物の更新・新設時には、長寿命化や将来の複合化に資する効果的な整備を行います

更新や新設を行う建築物は、ライフサイクルコストや将来の維持補修を意識した材料・工法の選定に努め、長寿命化につながる手法等を導入することを検討します。また、設備機器の更新の際にも、省エネ効率の高い機器の導入、民間活用の方策の1つである「ESCO 事業」による整備などを検討し、ランニングコストの削減に努めます。

また、将来的な施設の用途変更も念頭に設計を行い、将来の社会情勢や行政サービスの変化に対応できる施設整備を目指します。

vii ユニバーサルデザイン化の推進

全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します

本市では、これまで障がい者や高齢者に優しいまちづくりを目指し、スロープや多目的トイレの設置など、公共施設等のバリアフリー化に取り組んできました。

今後は、これらの取組に加え、妊婦や乳幼児、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進することで利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

viii 長寿命化の推進体制

施設の長寿命化を推進するため、工事履歴や点検結果など必要な情報の蓄積及び共有化を図ります

建築物の長寿命化に向けて策定した個別長寿命化計画の効率的な実施を目的に、施設管理者を技術的に支援し、長寿命化事業を横断的に調整・統括するための体制を令和元年度(2019 年度)に構築しました。

今後は、これまで整備してきた既存建築物を含め、過去の工事や点検・診断等の情報を整備し、施設の長寿命化を推進するための必要な情報の蓄積及び共有化を図ります。

■ これまでの取組

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
長寿命化推進体制の構築	検討		実施		
公共建築物点検マニュアル		作成	実施		
保全だよりの発行			実施		
市有建築物保全要綱				作成	実施
公共建築物長寿命化指針	検討	作成			
個別長寿命化計画【住宅】	既存計画の改定		実施		
個別長寿命化計画【学校】	長寿命化計画策定		実施		
個別長寿命化計画【その他】		中長期保全計画の策定	施設毎に作成	作成後随時実施	

② インフラ資産

i 保全対象施設

道路や河川等の各インフラ主要施設のみならず、歩道橋等の附帯施設や公営企業会計施設も対象とします

本市が保有するインフラ資産には、道路や河川、公園、上水道、下水道等がありますが、それらインフラの主要部分だけでなく、歩道橋や排水機場、遊具等の附帯施設についても、計画的な維持管理に取り組みます。

なお、上水道や下水道、病院施設、交通(軌道)施設等の公営企業会計施設についても、インフラ資産として取扱い、適切に保全を実施していきます。

ii 保全手法について

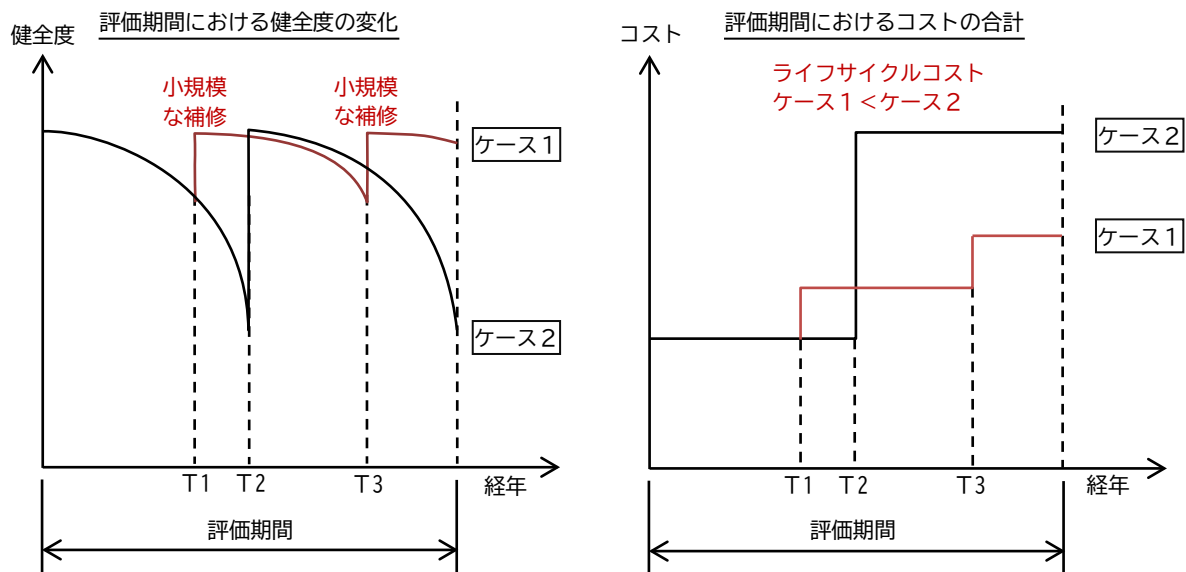
インフラ施設の特性に応じた保全手法を設定します

施設の保全手法の設定にあたっては、各インフラ資産の特性に応じて、安全性やライフサイクルコスト等を検討し、「予防保全」又は「事後保全」の保全手法を設定します。

図表 ライフサイクルコスト比較（橋梁長寿命化修繕計画より抜粋）

ケース1：予防保全型（機能が著しく低下する前に行う保全手法）

ケース2：事後保全型（機能の低下や停止後に行う保全手法）



iii 長寿命化計画の実施

長寿命化計画に基づき、維持管理や更新を計画的に実施します

インフラ資産の各分野において、概ね長寿命化計画の策定を終えました。今後は、各分野において長寿命化計画に基づき効率的、計画的に維持管理や更新に取り組めます。

道路分野においては、主要幹線道路や生活道路では、施設重要度（損傷や機能を損失した場合の社会影響度や更新費用、防災上の位置づけ等）や稼働率等による劣化の進行度に差があり、同一管理水準で維持管理していくことは非効率です。

このため、舗装維持管理計画では施設重要度等により管理水準を定めて効率的な維持管理に取り組んでおり、他のインフラ分野においても、必要に応じて施設重要度や稼働率等により管理水準や更新周期を設け、効率的な維持管理に取り組むこととします。

また、市民生活の基盤となるインフラ資産については、地震等の災害時にもその機能を発揮することが求められることから、更新等の際には、耐震補強などによる耐震性能の向上にも取り組めます。

なお、公営企業会計施設の長寿命化計画については、公営企業ごとの経営戦略との整合も図ります。

図表 令和3年（2021年）4月1日現在のインフラ資産の長寿命化計画策定状況

施設分野	計画名称	策定年度	計画年度
道路・橋梁	舗装維持管理計画	2013年度	2014年度～
	橋梁長寿命化修繕計画	2013年度 【2018年度更新】	2014～2023年度 (10年間)
	横断歩道橋長寿命化修繕計画	2018年度	2019～2028年度 (10年間)
	道路トンネル長寿命化修繕計画	2019年度	2020～2029年度 (10年間)
	道路標識長寿命化修繕計画	2019年度	2020～2029年度 (10年間)
	大型カルバート長寿命化修繕計画	2020年度	2020～2029年度 (10年間)
公園（都市公園）	公園施設長寿命化計画 （公園ごとに作成）	（施設別に策定）	（10年間）
農道・林道	農道橋個別施設計画	2019年度	2018～2019年度 (2年間)
農業用水路・排水機場	※熊本県にて作成	—	—
農業集落排水施設	農業集落排水施設最適整備構想	2016年度	2017～2056年度 (40年間)
漁港	漁港機能保全計画 （漁港ごとに作成）	2010・2011年度 【2015年度改定】	2016～2065年度 (50年間)
上水道事業・工業用水道事業（公営企業）	水道施設更新計画	2019年度	2020～2029年度 (10年間)
下水道事業（公営企業）	熊本市下水道ストックマネジメント計画	2017年度	2018年度～
交通事業（公営企業）	（熊本市交通局経営計画）	—	—
病院施設（公営企業）	熊本市市民病院長寿命化計画書	2019年度	2019～2055年度 (37年間)

iv 点検の充実

施設の長寿命化を推進するための点検、体制等の充実を図ります

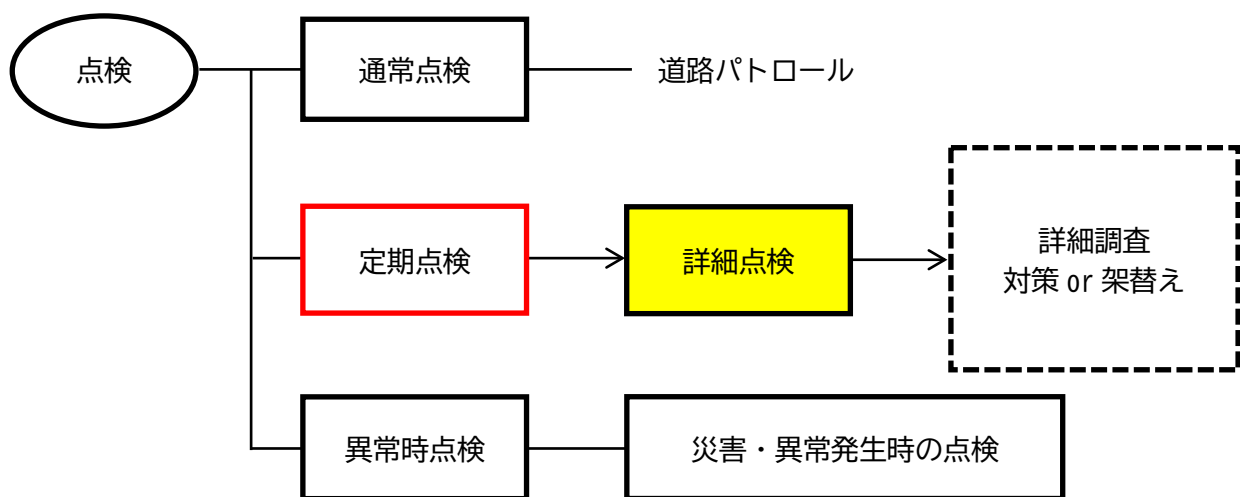
施設の長寿命化を実現するには、定期点検や異常発生時の点検だけでなく、日常的なパトロール等による損傷や劣化の早期発見と点検データの集積による劣化の進行予測が重要になってきます。

また、経年による損傷や劣化に比べ、地震等の災害により健全度に大きな影響が想定される施設については、特に災害発生後の点検等により、状態を適切に把握する必要があります。

今後は、施設の特성에応じた点検体系を定め、点検の充実を図っていきます。

また、点検や修繕等に必要な技術については、マニュアル作成等によって平準化を図るだけでなく、研修等により適切に継承を図っていきます。

図表 点検体系の例（橋梁長寿命化修繕計画より抜粋）



(3) 施設運営に要する総コストの削減

①民間活力の積極的な活用

官民の役割分担を明確にし、PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用した施設の整備や管理に取り組みます。

また、これらの取組を推進するため、令和元年度(2019 年度)に設置した「熊本市公民連携プラットフォーム」において、民間事業者等との対話(マーケットサウンディング)を継続的に実施するとともに、職員における意識の醸成や知識・技能の向上を図ります。

②運営手法の見直し

既存の施設についても民営化や市民協働の視点による管理形態の導入を検討し、市直営の施設については指定管理者制度や包括的民間委託を推進し、更なるコストの削減に取り組みながら、委託期間や選定基準等の見直しも検討します。

③受益者負担の適正化

使用料等を徴収する施設については、常に県や他都市との料金水準の比較を行いつつ、収入とコストのバランスを考慮しながら、受益と負担の適正化を図ることで、市の財政負担の軽減に取り組みます。

また、現在無料で利用されている施設や駐車場などについても、同様の観点から有料化に向けた検討を進めます。

④広告収入や賃料収入の確保

ネーミングライツや広告収入の確保に努めるとともに、保有する資産を貸付けることなど、更なる歳入の確保策について検討します。

⑤エネルギー利用の効率化

照明のLED化や電力契約手法の見直し等を通じてエネルギーコストの効率化に取り組みます。

⑥新技術等の導入

民間企業や研究機関との連携強化により、新技術や新制度を取り入れ、効率的かつ計画的な維持管理を行います。

⑦地方公会計と連携したセグメント分析（施設ごとの収支の把握）

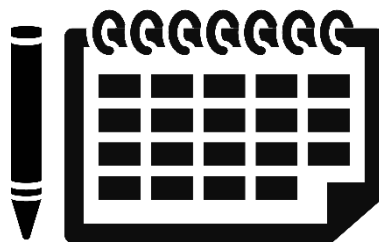
減価償却費等の現金支出以外のコストを含めたフルコストで各施設の運営にかかる収支を把握分析します。

また、分析したデータを活用し、公共施設の管理の効率化に取り組みます。

Chapter



計画推進のために



Chapter

V

計画推進のために

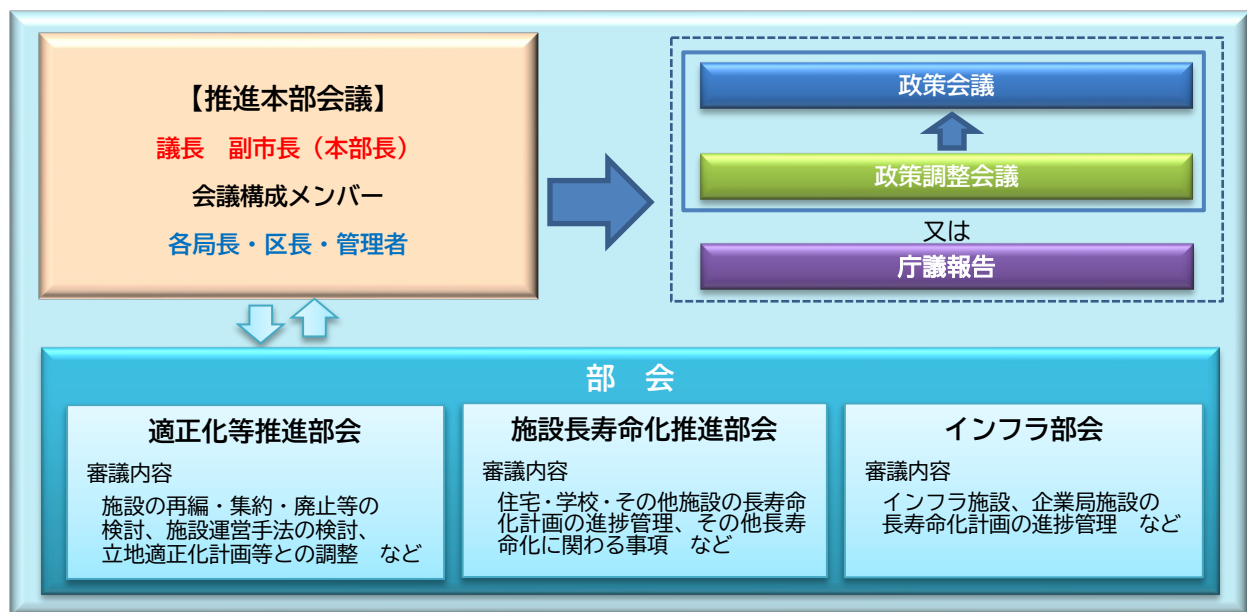
1. 計画推進の体制

(1) 全庁的な計画推進体制

本計画に基づく取組を着実に推進するため、円滑な庁内連携や情報共有、進捗管理を行うことを目的として、「熊本市公共施設マネジメント推進本部」を設置しました。

企画部門、財政部門、施設所管課、都市整備部門、建築部門、公営企業会計等が相互に連携しながら長寿命化計画やまちづくりに関する各種計画との調整を図り、全庁的な体制で本計画を推進していきます。

図表 公共施設マネジメント推進本部



図表 公共施設等総合管理計画の推進に向けたPDCAサイクル



（２）情報共有に関する体制

公共施設等のマネジメントを総合的かつ一元的に推進していくためには、施設情報を一元的に管理し全庁的に情報共有を図っていく必要があります。

公共施設等の配置状況や利用状況、維持管理コスト等の現状把握・分析を行う「施設白書」のデータについては、適宜ローリングを行うとともに、平成 28 年度(2016 年度)決算から作成している固定資産台帳から得られる減価償却費等の公会計情報なども活用しながら全庁的に共有できる体制を構築しています。

（３）職員の意識改革

本計画を推進していくためには、施設管理や各種計画策定に携わる職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、経営的な視点を持って業務に取り組むことが必要です。

そのため、職員研修等の機会を通じて啓発を行い、本計画に基づく各種取組の必要性を理解し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟な対応ができる職員の育成を図ります。

コラム ～公民連携の推進に向けて～

今後の公共施設マネジメントの取組にあたっては、公民連携手法などの導入により民間事業者のノウハウ等を活用していくことが重要です。そのため、令和元年度(2019 年度)に設置した「熊本市公民連携プラットフォーム」において、市職員の公民連携に関するノウハウや案件形成能力の向上に向けたセミナーを開催しています。



【これまでの主なセミナーテーマ】

- ・PPP/PFI 推進の枠組みと国土交通省の取組
- ・地元企業における PPP/PFI 事業への取組
- ・「PPP/PFI 事業の手続きの流れ」について など

（４）市民との情報共有等

多くの公共施設等を実際に利用するのは市民です。

このため、公共施設等に関する課題への対応については、市民との情報共有に努め、市民参画と協働の取組を進めていく必要があります。

本計画の趣旨を市民の皆様理解していただくため、市政だよりやホームページ、ワークショップ等の機会を通じて情報を共有していくとともに定期的にアンケートを行うなど公共施設に対する市民ニーズの把握と情報共有に努めます。

また、施設白書の更新や計画の見直しなどについては、最新の情報を分かりやすく公表します。

コラム ～市民との情報共有に向けた取組～

公共施設マネジメントの取組を推進するにあたっては、実際に施設を利用する市民との情報共有に努め、市民参画と協働の取組を進めていく必要があるため、これまでに市民シンポジウムやワークショップなどを開催してきました。

《これからの公共施設のあり方を考える市民シンポジウム》

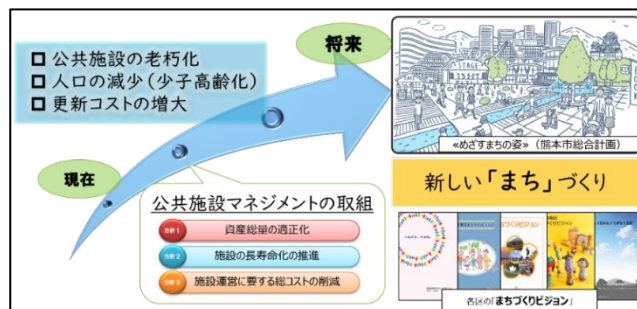
平成29年(2017年)10月に、本市の公共施設の現状等について市民と情報を共有するとともに、これからの公共施設のあり方、熊本市の未来について、ともに考える機会として市民シンポジウムを開催しました。



《公共施設マネジメントワークショップ》

市民と公共施設の現状や各区のまちづくりの方針等を共有するとともに、これからの公共施設のあり方などについて一緒に考える「公共施設マネジメントワークショップ」を、令和元年度(2019年度)に各区1回ずつ(計5回)開催しました。

ワークショップでは、市内大学との連携のもと、地域住民や近隣大学の学生などに参加していただき、公共施設マネジメントゲーム(ボードゲーム)の体験を通じて、少子高齢化や人口減少を踏まえた「まち」づくりと「公共施設マネジメント」を考えました。

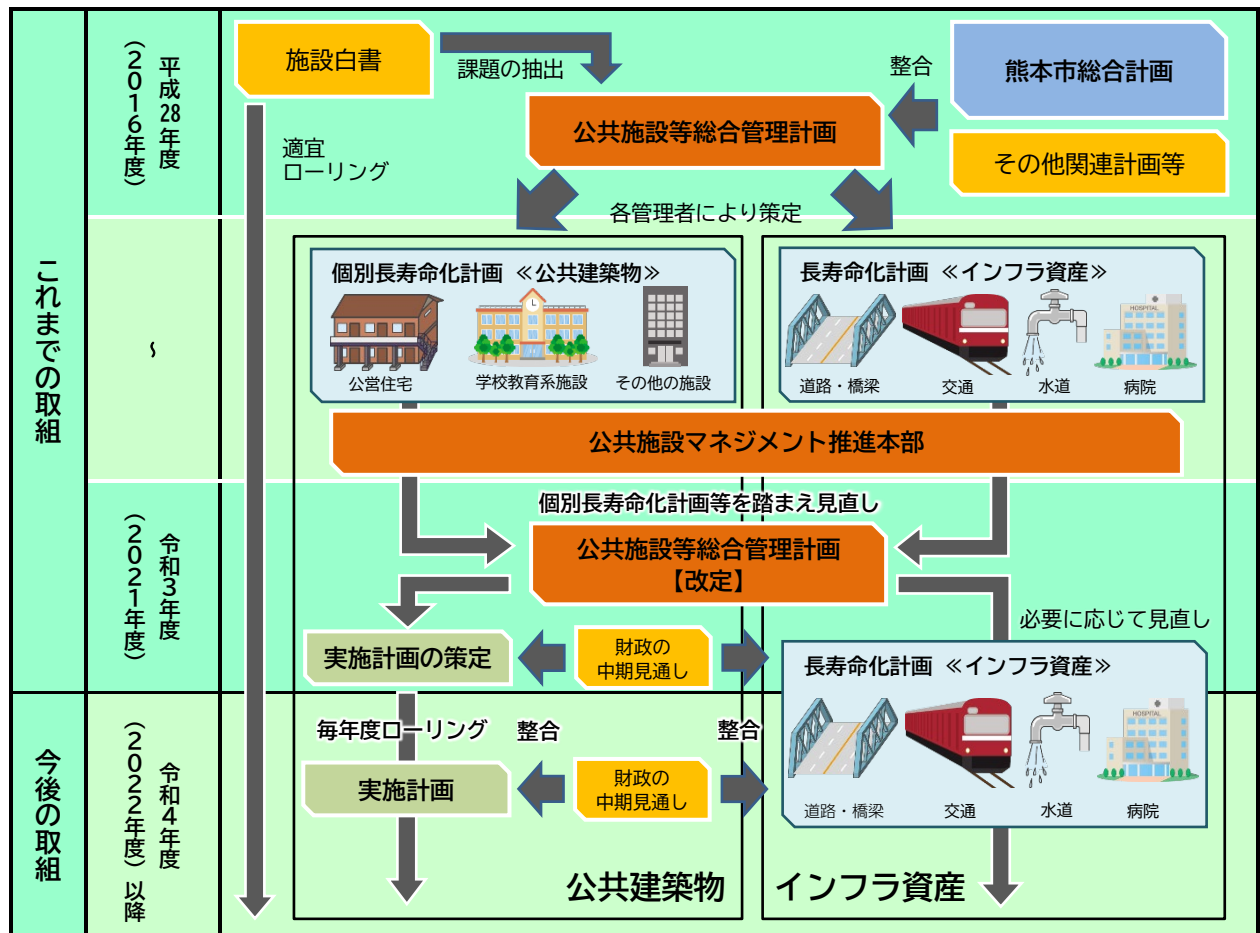


2. 今後の取組等

今後は、本計画の基本方針を踏まえ、分野別方針に基づき取組や検討を進めます。

公共建築物については、本計画の改定とあわせて、これまでに策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、財政の中期見通しとの整合を図りつつ、今後5年間の大規模改修や建替え等の計画を取りまとめた「公共施設等総合管理計画・実施計画」を策定します。その後、財政状況や個別の公共建築物のあり方の検討や劣化の状況等を踏まえ、毎年度ローリングを行います。

インフラ資産については、各分野で策定した長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や更新に取り組むとともに、必要に応じて既存長寿命化計画の見直しを図ります。



3. 計画の見直し

本計画で定めた分野別方針の進捗管理を行うため、適宜、各公共施設のランニングコストや利用状況等をデータとして整理し、「施設カルテ」を更新します。

さらに「施設白書」で分析を行う施設間比較や二軸評価を継続的に実施することで市民ニーズの把握に努めます。

これらのデータを活用し、公共施設の見直しに向けた検討を進めることで、本計画で設定した目標値の達成に向けた取組を進めます。

また、市民ニーズの変化を反映するため、総合計画を始め関連する計画との整合性を図りながら、概ね5年ごとを目安に本計画の見直しを行います。

Chapter

VI

保有する建築物及びインフラに関する 施設分野別課題と対応方針

今後、本市の公共施設等の管理にあたっては、3つの基本方針に沿った取組を基本とします。
しかしながら、これまでの分析で明らかとなった分野別の課題については、それぞれの状況に見合った対策を進める必要があります。

このため施設分野別方針欄には、その分野で特に留意すべき事項を記載し、記載がない項目については、基本方針に沿って取り組むこととします。

なお、概要に掲載している施設数や延床面積等は令和3年（2021年）4月1日時点の数値となっており、利用者数や稼働率等の利用状況については令和元年度（2019年度）に作成した施設白書によるもの（平成30年度〔2018年度〕実績）です。（時点が併記されているものは、当該時点の数値となります。）



1. 公共建築物	46
(1) 公営住宅	46
(2) 学校教育系施設	47
(3) 市民文化系施設：集会施設・公民館	49
(4) 市民文化系施設：集会施設・地域コミュニティセンター等（老人憩の家含む）	50
(5) 市民文化系施設：集会施設・その他集会施設	52
(6) 市民文化系施設：文化施設（会館・ホール）	53
(7) 社会教育系施設：図書館	54
(8) 社会教育系施設：博物館等	55
(9) スポーツレクリエーション施設：スポーツ施設	56
(10) スポーツレクリエーション施設：レクリエーション・観光施設	57
(11) 産業系施設	59
(12) 子育て支援施設：幼稚園・保育園	60
(13) 子育て支援施設：児童館	61
(14) 子育て支援施設：児童育成クラブ	62
(15) 子育て支援施設：その他児童施設	63
(16) 保健・福祉施設：高齢者福祉施設	64
(17) 保健・福祉施設：障害者福祉施設	65
(18) 保健・福祉施設：児童福祉施設	66
(19) 保健・福祉施設：保健施設	67
(20) 保健・福祉施設：その他社会福祉施設	68
(21) 行政系施設：庁舎等	69
(22) 行政系施設：その他行政系施設	70
(23) 行政系施設：消防施設	71
(24) 供給処理施設	72
(25) その他の施設	73
2. インフラ資産	74
(1) 道路・橋梁	74
(2) 河川	75
(3) 公園	76
(4) 農道・林道	77
(5) 農業用水路・排水機場	78
(6) 農業集落排水施設	79
(7) 漁港	79
(8) 上水道及び工業用水道施設（公営企業会計）	80
(9) 下水道施設（公営企業会計）	81
(10) 交通（公営企業会計）	82
(11) 病院施設（公営企業会計）	83

1. 公共建築物

(1) 公営住宅

概要
【施設概要】 ・施設数:133 箇所(752 棟) ・延床面積:約 91.3 万㎡(占有率 35.6%) ・設置戸数:13,356 戸(令和 2 年〔2020 年〕3 月 1 日現在) 【利用状況】 ・入居戸数:11,593 戸(入居率 87%)(令和 2 年〔2020 年〕3 月 1 日現在) ・平成 18 年(2006 年)より指定管理者制度による管理運営
現状・課題
・公営住宅は本市の公共建築物の延床面積で約 36%を占め分野別で第 1 位の占有率となっています。 ・本市の公営住宅は市有施設全体に占める比率が他の政令市との比較において高く、人口当たりの管理戸数も多い状況にあります。 ・昭和 40 年代から 50 年代に建設した公営住宅は全体の約 4 割を占めており、これらは築 35 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的及び効果的な修繕、建替等を行う必要があります。 ・熊本地震での被災者の方の恒久的な住まいを提供するため、新たに災害公営住宅として 8 団地(326 戸)を設置しました。
施設分野別方針
【総括的事項】 ・平成 30 年度(2018 年度)に改定した市営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全的な管理や修繕等を計画的に推進し、また、効果的な建替えを進めることで、将来の管理戸数の適正化やライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減などを目指します。 方針 1 資産総量の適正化 ・目標管理戸数については、今後の人口減少等を見据え令和 37 年度(2055 年度)までに 2 割削減することを目指します。 ・建替えにあたっては、立地適正化計画との整合や近隣市営住宅との集約化に取り組みます。 ・既存の民間住宅ストックの活用を促し、セーフティネット住宅の登録・活用を推進します。 方針 2 施設の長寿命化の推進 ・市営住宅長寿命化計画を踏まえ、居住者はもとより地域住民の安心・安全を確保するための保全工事を実施します。 ・過去に整備した住宅の起債償還の終了に伴い、公債費の減少が見込まれることから、この財源を活用し適正な維持管理に努めます。 方針 3 施設運営に要する総コストの削減 ・建替えにより生じる余剰地については、売却や民間への貸付を推進します。 ・建替えにあたっては、公民連携手法の導入によるライフサイクルコストの縮減及び平準化などを検討します。

(2) 学校教育系施設

概要
【施設概要】 ・施設数:153 箇所(1,818 棟) 小学校 92 中学校 42 高校 2 特別支援学校 2 共同調理場 13 専修学校 1 教育センター 1 ・延床面積:約 88 万㎡(占有率 34.3%) 【利用状況】(令和 2 年〔2020 年〕5 月 1 日時点の在籍数) ≪児童生徒数≫小学校 40,704 人 中学校 19,044 人 高校 1,617 人 特別支援学校 93 人 専修学校 108 人 ≪学 級 数≫小学校 1,635 学級 中学校 685 学級 高校 42 学級 特別支援学校 16 学級 専修学校 7 学級
現状・課題
・学校教育系施設は本市の公共建築物の延床面積で約 34%を占め分野別で第 2 位の占有率となっています。 ・施設の老朽化が進む一方、避難場所等に指定されている施設が多いことから、優先的に耐震化も実施してきました。 ・近年は少子化により児童生徒数は減少傾向にあり、適正規模校に次いで小規模校の割合が多い状況です。 ・学校規模適正化については、学校規模適正化基本方針を踏まえ、これまでに、小規模校については分校 1 校を含めた小学校 4 校の統廃合を行い、また大規模校については分離新設校として小学校 2 校を新たに設置するなど、取組を進めています。 ・全ての学校をこのまま維持することは、教育環境の側面から懸念される点があり、また、財政的な観点からも困難な状況にあります。 ・文部科学省において「学校施設の複合化に関する報告書」が取りまとめられており、安全性の確保や運営面の配慮等に留意しながら、余裕スペースの有効活用についても検討が必要です。 ・市内に在住する知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校を新たに 2 校(小中学部、高等部それぞれ 1 校)新設し、特別支援教育の充実に取り組んでいます。 ・文部科学省において「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」が示されており、既存施設を含めた学校施設の更なるバリアフリー化の推進に取り組めます。
施設分野別方針
【総括的事項】 ・平成 26 年(2014 年)に策定した熊本市学校規模適正化基本方針に基づき、児童生徒数の状況を踏まえ、学校の適正規模・適正配置について継続的に検討します。 ・特に、複式学級がある、又は今後見込まれる学校については、最優先に統合を検討します。 ・児童生徒数が増加し、過大規模校となることが見込まれる小中学校については、通学区域の見直しや緩衝地区の設定等についても検討します。 ・災害時には避難所として利用されることから、安全性の確保やバリアフリー対応など、避難所としての機能強化に努めます。

- ・天明地区の小中学校については、より良い教育環境の整備を図るため、4 小学校(中緑小、銭塘小、奥古閑小、川口小)・天明中学校を統合した施設一体型義務教育学校の新設を行うこととしています。

方針
1

資産総量の適正化

- ・児童生徒数の減少により、余裕教室がある、又は今後見込まれる学校については、安全性の確保や授業等の運営に配慮しつつ、余裕教室の他用途への転用や、建替えの際には小・中学校の統合についても検討します。
- ・今後見込まれる廃校の施設や跡地については、売却を含めて利活用策を検討します。
- ・プールについては、近隣の学校との共同利用や民間施設の活用によって更新や維持管理に要する経費の抑制が期待できることから、効果や課題を踏まえ検討を行います。
- ・共同調理場については、一部で老朽化が進行していることから、今後の児童生徒数の減少を見据えた施設の適正規模や適正配置の検討を行ったうえで、施設の更新や長寿命化を行う必要があります。

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・平成 31 年(2019 年)1 月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、更新周期を 80 年間とすることを目標に計画保全に取り組めます。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・学校施設の更新にあたっては、公民連携手法(PFI、DB など)の導入や、整備内容(構造、仕上等)を検討するなど、更新費用やライフサイクルコストの削減に取り組めます。

(3) 市民文化系施設：集会施設・公民館

概要
【施設概要】 ・施設数：20 箇所（北部公民館西里分館含む） ・延床面積：約 2 万 4 千㎡（占有率 0.9%） ・主な機能：会議室、公民館ホール、調理室、和室など 【利用状況】 ・年間利用者数：約 71 万人（1 館当たり平均 約 3 万 8 千人） ・施設別稼働率：最高 60% 最低 11%
現状・課題
・公設公民館については、生涯学習機能やまちづくり支援機能の強化に向けて、今後の方向性を検討していくことが求められます。 ・また、施設や部屋の用途によって利用状況に偏りが見受けられることから、生涯学習機能等の強化や利用活性化に向けた機能見直しの検討とあわせて、施設の規模適正化や近隣公共施設との機能集約についても検討を行う必要があります。 ・熊本地震で被災した中央公民館については、近隣の中央老人福祉センターの機能を集約化し、令和元年度（2019 年度）に建替え、供用を開始しました。
施設分野別方針
【総括的事項】 ・幅広い市民ニーズに応えるため、生涯学習機能の向上を図るとともに、「学び」と活動の循環による地域課題の解決や担い手づくりを推進するまちづくりの推進拠点として、誰もが積極的に活用できる新しい公民館を目指します。 方針 1 資産総量の適正化 ・各施設や保有する機能によって利用状況に差があることから、利用が少ない機能や部屋については、転用や存廃の検討を行います。 ・公設公民館自体や、近隣公共施設の建替え等の際には、機能集約・複合化についても検討します。 方針 3 施設運営に要する総コストの削減 ・中央公民館は建替えを機に指定管理者制度による管理が行われています。他の公民館は、施設によって保有する機能やまちづくりセンターとの複合化の状況等が異なっていることから、各施設の状況を踏まえて、適切な運営手法を検討します。

（４）市民文化系施設：集会施設・地域コミュニティセンター等（老人憩の家含む）

概要

【施設概要】

○地域コミュニティセンター ・施設数：75 箇所 ・延床面積：約 2 万 1 千㎡（占有率 0.8%）

○老人憩の家 ・施設数：128 箇所 ・延床面積：約 7 千㎡（占有率 0.3%）

【利用状況】

○地域コミュニティセンター

・年間利用者数：約 125 万人（1 箇所当たり 約 1 万 7 千人）

・施設別稼働率：最高 76% 最低 3%

○老人憩の家 ・平均稼働率：29%

現状・課題

- ・現在熊本市内に地域コミュニティセンター75・老人憩の家 128・地域公民館 488（施設があるものに限定しています。）、合計 691 施設が存在し、1 小学校区当たり約 7.5 施設の集会施設が存在します。
- ・これらの更新に係る公費負担を考慮（地域コミュニティセンター、老人憩の家は全て市設置、地域公民館は一部助成）すれば、役割分担の明確化や統廃合による将来コストの縮減などの課題への対応策を整理する必要があります。
- ・地域コミュニティセンターについては、未設置校区への対応や今後の更新や改修の方針について検討が必要です。
- ・老人憩の家については、今後、新設や建替えを行わない方針を決定しており、現在の指定管理者制度のあり方を含め、今後の方向性を検討しなければなりません。
- ・地域公民館については、基本的には地元自治会等が設置する施設ですが、一部の施設は市が所管する普通財産を無償貸与している状況にあり、公平性や公共施設のあり方について検討が必要です。

施設分野別方針

【総括的事項】

- ・多くの集会施設が存在する現状を踏まえ、集約化や統廃合及び地域への移譲を検討します。

方針
1

資産総量の適正化

（地域コミュニティセンター）

- ・地域コミュニティセンターの新設にあたっては、低利用の施設も散見される状況に鑑み、近接する公設公民館の利用状況等を勘案するとともに、他校区に設置されている施設との共同利用も検討するなど、より慎重に判断することとします。

（老人憩の家）

- ・老人憩の家については、建替えを行わない現行の方針を踏まえ、地域への移譲も視野に今後のあり方を検討します。
- ・上記検討を踏まえつつ、老朽化が著しく、安全性に課題があると考えられる施設については、廃止・解体も含めて検討します。

(地域公民館)

- ・市の普通財産を無償貸与している地域公民館については、地元が設置する原則からすると不公平な状況もあると考えられることから、地域の理解を得ながら、有償化や地元への移譲について検討します。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

(地域コミュニティセンター)

- ・地域コミュニティセンターの運営については、各施設の運営に係る収支状況を踏まえ、これまで原則として一律 240 万円/年であった指定管理料を、令和 2 年度(2020 年度)より各施設の状況に応じた金額に見直すこととしました。引き続き、収支・利用状況等を踏まえ適切に見直しを行うこととします。

(5) 市民文化系施設：集会施設・その他集会施設

概要	
【施設概要】 ・施設数:4 箇所 ・延床面積:約 2 千㎡(占有率 0.1%) ・主な施設:勤労青少年ホーム、川尻公会堂 ほか 【利用状況】 ・年間利用者数:約 2 万 3 千人(川尻公会堂除く) ・施設別稼働率:最高 25% 最低 6%	
現状・課題	
・その他集会施設については、設置目的や経緯は多様ですが、老朽化した施設が多く、近い将来、大規模改修や更新が必要となる見込みです。 ・更新の判断に際しては、稼働状況等も勘案しながら、設置目的が達成された施設、代替機能の確保が可能な施設については、敷地の売却や施設の転用等、有効活用の方針について検討が必要です。 ・北部構造改善センター及び飽田多目的集会施設については、平成 29 年(2017 年)4月に用途廃止し、埋蔵文化財資料室として活用しています。 ・川尻公会堂については、熊本地震後に大規模改修を実施し、平成 31 年(2019 年)4 月からのリニューアルオープンとあわせて指定管理者制度を導入しました。	
施設分野別方針	
方針 1 資産総量の適正化	・当初の設置目的と照らし合わせ、真に必要な施設であるのか、また、地域コミュニティセンターの整備等により、代替機能が確保されていないかといった視点で検討を行い、地域の実態等を勘案しながら、施設の存廃を含め今後のあり方を判断します。 ・仮に用途廃止との結論が得られれば、敷地の売却など、跡地の有効活用策についても検討します。
方針 2 施設の長寿命化の推進	・この分野の施設は老朽化した施設が多く、今後のあり方を踏まえ、大規模改修や建替えの検討が必要となります。

(6) 市民文化系施設：文化施設（会館・ホール）

概要
【施設概要】 ・施設数:11 箇所 ・延床面積:約 7 万 2 千㎡(占有率 2.8%) ・主な施設:熊本城ホール、熊本市市民会館(シアーズホーム夢ホール)、国際交流会館 ほか 【利用状況】 ・年間利用者数:約 123 万人 ※熊本城ホール、天明ホール除く ・施設別稼働率:最高 66% 最低 28%
現状・課題
・新たに熊本城ホールが設置され、中心市街地においてはホール機能の充実が図られたことから、各ホールの連携や役割分担によって、更なる利便性の向上に取り組む必要があります。 ・一方で、市内にはホール機能を有する施設が、市有施設に加え、県設置の熊本県立劇場や民間施設など多数設置されており、適正配置や施設規模についての検討を行う必要があります。 ・稼働率が低い等の課題がある施設については、利用の活性化に向けた対策を講じる必要がありますが、将来的な施設のあり方についての検討も必要となります。
施設分野別方針
方針 1 資産総量の適正化 ・稼働率や運営コストに課題がある施設については、利用活性化策や運営手法の見直しについて検討するとともに、長期的には施設規模等の見直しに取り組みます。 ・ホールや会議室数の適正化に伴い余剰が生じる場合には、新たな施設活用方針についても検討を行います。 方針 3 施設運営に要する総コストの削減 ・舞台照明や舞台音響などの特殊設備の更新には多額の費用がかかることから、各ホールの役割分担や、ホールごとに必要な機能・設備について検討を行います。

(7) 社会教育系施設：図書館

概要

【施設概要】

- ・施設数:21 箇所(図書館 5・図書室等 16)
- ・延床面積:約 1 万 7 千㎡(占有率 0.7%)
- ・主な施設:市立図書館、くまもと森都心プラザ図書館 ほか
- ・蔵書数:約 154 万冊

【利用状況】

- ・貸出者数:約 80 万人 ・貸出冊数:約 296 万冊

現状・課題

- ・図書館・公民館図書室においては、全市的に概ねバランスのとれた配置となっていますが、利用状況を見ると、貸出し実績に偏りが見受けられます。
- ・老朽化した施設も見受けられることから、施設の改修や更新についても検討が必要です。
- ・熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく近隣市町村との図書館サービスの相互利用や、電子図書館サービスの提供など、市民サービスの向上に取り組んでいます。

施設分野別方針

【総括的事項】

- ・第7次総合計画に基づき、図書館サービスの見直しや施設の利用活性化に向けた検討を行います。

方針
1

資産総量の適正化

- ・図書館・公民館図書室については、利用者のニーズに加え、近隣市町村との相互利用などの広域化やサービスの提供方法が多様化している状況などを踏まえ、施設の再編や統廃合についての検討を行います。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・公民館図書室については、公民館とあわせて適切な運営手法を検討します。

(8) 社会教育系施設：博物館等

概要

【施設概要】

- ・施設数：9 箇所(指定文化財除く)
- ・延床面積：約 1 万 8 千㎡(占有率 0.7%)
- ・主な施設：熊本博物館、現代美術館 ほか

【利用状況等】

- ・現代美術館：年間 20 万人超で推移
- ・熊本博物館：平成 30 年(2018 年)12 月リニューアルオープン

現状・課題

- ・現代美術館については、中心市街地の再開発ビルに入居しており、立地を活かした集客力の向上と適切な維持管理によって長寿命化を図ることが課題です。
- ・その他記念館・資料館の一部施設は、来館者数がここ数年継続的に低迷していることから、これら施設については、運営手法の検討を含め、利用促進に向けた対策が求められます。
- ・老朽化した施設も見受けられることから、施設の改修や更新について具体的な検討が必要です。

施設分野別方針

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・現代美術館や熊本博物館は、熊本連携中枢都市圏構想においても一定の役割を担う公共施設であり、更なる魅力の向上に努めつつ適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。
- ・その他記念館・資料館については、老朽化した施設も見受けられることから、今後のあり方を検討した上で、改修や更新に取り組み、長寿命化を図ります。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・その他記念館については、入館料を当面の間無料としており、今後、課題等を検証し、利用活性化に向けた検討を進めます。

(9) スポーツレクリエーション施設：スポーツ施設

概要
【施設概要】 ・施設数：40 箇所(スポーツ振興課所管以外の庁舎、公園等に併設したグラウンド等は除く) ・延床面積：約 9 万㎡(占有率 3.5%) ・主な施設：総合体育館・青年会館、総合屋内プール ほか 【利用状況】 ・年間利用者数：体育館等(武道場・弓道場含む)約 81 万人 プール 約 27 万人 グラウンド等 約 43 万人 テニスコート 約 15 万人
現状・課題
・市内には市有のスポーツ施設に加えて、学校施設の夜間開放施設や県有のスポーツ施設など、多数のスポーツ施設があることから、役割分担を明確にし、適正配置や機能の見直しについて検討を行う必要があります。 ・総合体育館・青年会館や総合屋内プールなどの大規模なスポーツ施設では、維持管理費用に多額の一般財源が投入されている状況です。 ・スポーツ施設の中でも利用状況に差が見受けられることから、利用活性化策を探りながら、施設ごとに今後の管理の方針を検討していく必要があります。 ・多数の施設を保有しており、順次、改修や更新時期が到来するため、必要となる多額の費用の平準化や抑制も課題です。 ・学校施設の夜間開放施設については、体育館、運動場ともに高い稼働率で利用されています。 ・熊本地震で被災した城南 B&G 海洋センターや植木総合スポーツセンターについては、近隣施設との役割分担を検討し、体育館部分の解体を行います。
施設分野別方針
【総括的事項】 ・スポーツ施設については、施設の保有量や、県市の役割分担、多額の更新費用及び維持管理費用などの課題があることから、今後、スポーツ施設全体のあり方の検討を行います。 方針 1 資産総量の適正化 ・利用状況やコスト状況等の調査・分析を行い、スポーツ施設のストック適正化計画(仮称)を策定し、計画的な施設の再編や施設総量の適正化に取り組みます。 方針 2 施設の長寿命化の推進 ・スポーツ施設は、躯体に加え、多数の設備も有していることから、スポーツ施設全体のあり方を検討したうえで、個別長寿命化計画に沿って計画的な保全に取り組みます。 方針 3 施設運営に要する総コストの削減 ・多数の施設を保有しており、順次、改修や更新時期が到来するため、必要となる多額の費用の平準化、抑制に努めます。 ・多額の一般財源を投入している状況に鑑み、受益者負担についても随時見直しを行います。

(10) スポーツレクリエーション施設：レクリエーション・観光施設

概要

【施設概要】

- ・施設数:6 箇所
- ・延床面積:約 3.1 万㎡(占有率 1.2%)
- ・主な施設:熊本城、動植物園 ほか

【利用状況】

- ・熊本城:築城 400 年の平成 20 年(2008 年)の約 222 万人をピークに、以降、熊本地震による閉園まで約 160 万人程度で推移(令和元年〔2019 年〕10 月以降、段階的に公開を再開)
- ・動植物園:約 51 万人(熊本地震での被災後、平成 30 年〔2018 年〕12 月に全面開園)

現状・課題

- ・熊本城は熊本地震により全域的に甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に取り組む必要があります。
- ・動植物園は本市の観光振興の拠点施設ですが、熊本地震の影響や老朽化に伴う建築物、設備の不具合も多く、今後の適切な維持管理が課題です。
- ・金峰山少年自然の家においては、平成 31 年(2019 年)4 月に屋根接合部の不具合が判明したことから、現在休館中となっています。今後、令和3年度(2021 年度)に策定した基本計画に基づき、公民連携手法を活用した建替えを進めます。
- ・この分野の施設については、収入と行政コストとのバランスを考慮しながら、順次、使用料の見直しに取り組んでいます。引き続き、受益者負担の適正化や運営手法の見直しについて検討を行う必要があります。

施設分野別方針

【総括的事項】

- ・熊本城については、熊本地震により熊本城全域が被災したため、平成 30 年(2018 年)3 月に策定した熊本城復旧基本計画に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに、復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。
- ・動植物園については、動植物園マスタープランに基づき動植物本来の生育環境をより感じられるよう動植物の一体的な展示に取り組むとともに、江津湖との調和を目指した整備を進め、誰もが楽しめる施設を目指します。

方針
1

資産総量の適正化

- ・金峰山少年自然の家の建替えに伴い、森林学習館の機能を少年自然の家に移転・集約することにより、全体として延床面積の削減に取り組みます。

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・熊本城や動植物園は、本市の観光振興の拠点ですが、老朽化した建築物や設備が見受けられることから、適切な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに利便性の向上に努めます。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・この分野の施設については、引き続き、受益者負担の考え方のもと、使用料の適正化や運営手法の見直しによって、収支ギャップを埋める取組を進めます。

(11) 産業系施設

概要
【施設概要】 ・施設数:13 箇所(うち貸館業務等実施施設 5 箇所) ・延床面積:約 5 万 4 千㎡(占有率 2.1%) ・主な施設:貸館業務等実施施設 くまもと森都心プラザ、勤労者福祉センター ほか ・その他施設 競輪場、職業訓練センター ほか 【利用状況】 ・施設別稼働率:貸館業務等実施施設 最高 63% 最低 40%
現状・課題
・職業訓練施設については、第5次行財政改革計画に基づき、市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供を目的として、平成 30 年度(2018 年度)から事業内高等職業訓練校の機能の一部を職業訓練センターへ移転、機能統合を行いました。 ・他の施設については、貸会議室等、他分野が保有する機能との重複も見られます。 ・利用者数の少ない施設については、他の機能と統合する等、施設の有効活用策について検討することが必要です。 ・熊本地震により被災した競輪場については、熊本競輪事業懇談会等での議論を踏まえ再建を行うことを決定したため、今後は早期再開に向けて、設計及び工事を進めていきます。
施設分野別方針
方針 1 資産総量の適正化 ・貸会議室を有する施設等、他の公共施設と役割が重複している施設は、施設の必要性について検討を行い、用途転用や規模縮小なども視野に今後のあり方を決定します。 ・利用の少ない施設については、他の公共施設との統合や施設の有効活用策について検討を進めます。 方針 3 施設運営に要する総コストの削減 ・競輪場の運営は現在、直営により行われていますが、事業再開後は、より効率的な経営ができるよう競輪事業の包括外部委託の導入を検討します。

(12) 子育て支援施設：幼稚園・保育園

概要
【施設概要】 ・施設数：幼稚園 6 箇所 保育園 19 箇所 ・延床面積：幼稚園 約 5 千㎡ 保育園 約 1 万 3 千㎡(幼稚園・保育園の占有率 0.7%) ・総定員：幼稚園 726 人 保育園 1,805 人 【利用状況】 ・在籍園児数： - 幼稚園 265 人(令和 2 年[2020 年]5 月1日時点) - 保育園 1,789 人(令和元年[2019 年]10 月1日時点) ・施設別定員充足率 - 幼稚園：最高 60% 最低 28% - 保育園：最高 113% 最低 87% ・待機児童数：0 人
現状・課題
(幼稚園) ・公立幼稚園については、少子化や保育園ニーズの増加等の要因が影響し、園児の減少傾向が続いており、昭和 52 年(1977 年)のピーク時と比較して現状は五分の一程度となっています。 ・平成 28 年(2016 年)3 月に策定した適正配置等の方向性を定めた市立幼稚園基本計画に基づき、熊本五福幼稚園・古町幼稚園の民間移譲を行い6園体制となっています。 ・現在は、魅力ある幼児教育の実践や特別支援教育の充実、幼小連携の取組を柱とする地域の拠点的役割としての機能強化に取り組んでいます。 (保育園) ・公立保育園については、これまで行財政改革計画等に基づき、民営化を実施してきました。 ・今後、多様な保育ニーズへの対応を踏まえ、公立保育所の役割や保育需要等を考慮し、施設の適正配置等の検討を行う必要があります。 ・また、保育の無償化等による保育ニーズの高まりが予想されるため、保留児童を含めた実質的な待機児童の解消に向けた検討も必要です。
施設分野別方針
方針 1 資産総量の適正化 (幼稚園) ・公立幼稚園については、特別支援教育の充実とあわせて、ことばの教室の移転・拡充、小学校の空き教室を活用した幼稚園機能の一部移転や小中学校の改築時期にあわせた一体整備等を検討します。 (保育園) ・保留児童を含めた実質的な待機児童の解消や、多様な保育ニーズへの対応を踏まえ、公立保育所の役割や保育需要等を考慮し、施設の適正配置や民営化などの運営手法等の検討を進めます。

(13) 子育て支援施設：児童館

概要

【施設概要】

- ・施設数:14 箇所
- ・延床面積:約 4 千㎡(占有率 0.2%)

【利用状況】

- ・利用者数:約 30 万人

現状・課題

- ・児童館の利用状況を見ると低利用の施設があり、これらの施設においては、事業内容や運営手法の見直しなど、利用促進に向けた取組が必要です。
- ・公民館のあり方見直しに関する議論を踏まえ、建築物の状況や利用状況及び配置状況等を考慮し、将来的な方針を検討していくことも必要です。

施設分野別方針

方針
1

資産総量の適正化

- ・利用者が少ない施設については、事業内容や運営手法の見直しなど、利用促進に向けた取組を進めますが、少子化の影響等を見極め、将来的な必要性についても検討します。
- ・公民館の見直しにあわせて、併設施設のあり方についても検討し、建築物の老朽化や利用状況、施設の配置を踏まえ、今後の方針を決定します。

(14) 子育て支援施設：児童育成クラブ

概要

【施設概要】

- ・施設数：専用施設 60 箇所(77 棟)※全小学校(92 校)で開設
- ・延床面積：約 6 千㎡(占有率 0.2%)

【利用状況】

- ・在籍児童数：6,413 人(令和 2 年〔2020 年〕7 月 1 日時点)

現状・課題

- ・児童育成クラブについては、令和 3 年(2021 年)10 月から、開設時間の 1 時間延長や高学年生の受け入れを順次行うなど、サービスの拡充に取り組んでいますが、引き続き、在籍児童数の増加や多様化するニーズへの対応が必要です。
- ・また、ハード面では新たに施設の面積基準が設けられたため、狭隘な施設の環境改善が求められる状況であり、余裕教室等の活用等によって効率的に対応していく必要があります。

施設分野別方針

【総括的事項】

- ・児童育成クラブについては、在籍児童数の増加に対応するとともに、児童の安全な生活環境の確保に努めます。

方針
1

資産総量の適正化

- ・老朽化した施設の建替えや、狭隘な施設についての環境改善にあたっては、可能な限り余裕教室等の既存スペースを活用することとし、新たな専用施設やプレハブの建設を極力抑制します。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・児童育成クラブのサービス拡充とあわせて、運営経費の収支の適正化のため、利用者負担金の見直しを行いました。引き続き、サービスの見直しとあわせて受益者負担についても随時見直しを行うこととします。

(15) 子育て支援施設：その他児童施設

概要

【施設概要】

- ・施設数:1 箇所(子ども文化会館)
- ・延床面積:約 6 千㎡(占有率 0.2%)

【利用状況】

- ・年間利用者数:約 34 万人 ・稼働率:13%

現状・課題

- ・子ども文化会館については、施設の利用者が極めて多い状況にあり、今後とも利用者の利便性向上に努めつつ、適切な維持管理によって長寿命化を図ることが必要です。
- ・母子・父子福祉センターについては、立地や利用状況を踏まえ、平成 29 年度(2017 年度)末をもって用途廃止しました。

施設分野別方針

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・子ども文化会館については、例年、年間 30 万人以上の利用者があり、多くの市民に利用されている状況にあるため、利便性の向上に努めつつ、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。

(16) 保健・福祉施設：高齢者福祉施設

概要

【施設概要】

・施設数：

老人福祉センター 10 箇所 高齢者生きがい作業所 6 箇所
介護予防施設 3 箇所 その他施設 1 箇所(高齢者技能習得センター)

・延床面積：約 6 千㎡(占有率 0.3%)

【利用状況】

・高齢者福祉施設全体利用者数 約 16 万 6 千人

・介護予防施設稼働率 最高 84% 最低 33%

現状・課題

- ・老人福祉センター及び高齢者生きがい作業所については、老朽化した建築物が多く、施設機能の見直しを含め、今後のあり方を検討する必要があります。
- ・介護予防施設については、いずれも比較的新しい施設であり、事業内容の見直しや利用実態の把握を行いながら、適切なメンテナンスに努め、長寿命化を図っていくことが必要です。
- ・雁回敬老園については、養護老人ホームのあり方を、民間が運営する施設も含めて検討し、令和元年度(2019 年度)末に用途廃止しました。

施設分野別方針

方針 1

資産総量の適正化

- ・老人福祉センター及び高齢者生きがい作業所については、老朽化した施設が多いため、施設ごとに統廃合を含めて今後の方針を検討し、老朽化対策や施設機能の見直しに取り組みます。

方針 2

施設の長寿命化の推進

- ・介護予防施設については、利用実態の把握を行いながら、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。

方針 3

施設運営に要する総コストの削減

- ・城南老人福祉センターについては、建替えを行う城南まちづくりセンターへの合築・複合化を行いました。今後、旧城南老人福祉センターは解体し、跡地の売却等を検討します。

(17) 保健・福祉施設：障害者福祉施設

概要

【施設概要】

- ・施設数：1 箇所（障害者福祉センター希望荘）
- ・延床面積：約 2 千㎡（占有率 0.1%）・機能：会議室、ホール、多目的訓練室、浴室

【利用状況】

- ・利用者数：15,401 人

現状・課題

- ・障害者福祉センター希望荘は、市内唯一の公設障害者福祉施設として設置され、障がい者の活動の場として利用されています。
- ・施設は老朽化が進みつつあり、適切なメンテナンスによって長寿命化を図っていく必要があります。

施設分野別方針

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・障害者福祉センター希望荘は、施設の老朽化が進みつつあることから、適切なメンテナンスに努め、施設の長寿命化を図ります。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・今後、運営手法のあり方や浴室の利用料金等について検討を行い、収支ギャップを埋める取組を進めます。

(18) 保健・福祉施設：児童福祉施設

概要	
【施設概要】 ・施設数:1 箇所(こどもセンター)・延床面積:約 5 千㎡(占有率 0.2%) ・構成:4.3F 児童相談所 2F 教育相談室 1F 障がい者福祉相談所 【利用状況】 ・児童相談:2,393 人 障がい相談:1,177 人 ・教育相談:2,584 人	
現状・課題	
・こどもセンターは児童相談所等が入居する複合施設として平成 24 年(2012 年)にオープンしました。供用開始から 9 年が経過し、修繕が必要な箇所が徐々に発生していることから、長寿命化に向けて適切な維持管理を図る必要があります。 ・近年、児童相談所への相談件数が増加傾向にあり、体制強化に取り組む必要があります。	
施設分野別方針	
方針 2	施設の長寿命化の推進 ・こどもセンターについては、スペースの有効活用策を検討しながら、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。

(19) 保健・福祉施設：保健施設

概要

【施設概要】

・施設数:10 箇所

総合保健福祉センター(ウェルパル)1 箇所

中央区 2 箇所(区役所内 1、分室 1)※検診は大江分室のみ

東 区 1 箇所(区役所内)

西 区 1 箇所(区役所内)

南 区 3 箇所(区役所内 1、分室 2)

北 区 2 箇所(区役所内 1、分室 1)

※北区役所においては、検診は植木健康福祉センターを利用

・延床面積:約 1 万 1 千㎡ ※区役所内スペースは除く(占有率 0.4%)

【利用状況】

・1 歳 6 か月児検診:6,706 人

・3 歳児検診:6,743 人

現状・課題

- ・政令指定都市移行に際し、各区に健康センターを設置しましたが、旧保健福祉センターについては、健康センターの分室として一部の機能を残しています。
- ・分室の利用頻度は週に2日程度で、有効活用されているとは言い難い状況です。
- ・分室については、一部のスペースを福祉団体等に貸し付けています。
- ・今後、施設の有効活用や健診手法の見直しについて具体的な検討が必要です。

施設分野別方針

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・各区役所内の健康センターについては、庁舎機能と一体的に適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・旧保健福祉センターを中心とした分室については、スペースの有効活用を進めますが、各分室の利用状況等を踏まえ、分室の必要性や効果の面から検証を行い、検診手法や検診体制のあり方について検討を行います。

(20) 保健・福祉施設：その他社会福祉施設

概要

【施設概要】

- ・施設数:5 箇所
- ・延床面積:約 5 千㎡(占有率 0.2%)
- ・主な施設:東部在宅福祉センター、南部在宅福祉センター、夢もやい館 ほか

【利用状況】

- ・東部在宅福祉センター:15,208 人 ・南部在宅福祉センター:16,494 人
- ・夢もやい館:46,205 人 ・植木健康福祉センター:21,488 人

現状・課題

- ・在宅福祉センターについては、建設当時と比較すると社会環境が大きく変化しており、地域コミュニティセンターや公民館等で機能を代替できないかを検討する必要があります。
- ・機能代替の検討結果を踏まえ、今後の利活用の方針についても検討が必要です。
- ・植木温泉福祉交流館については、源泉の湯量や温度に課題があったことから、平成 30 年度(2018 年度)末に用途廃止しました。
- ・その他の施設は比較的新しいことから、適切なメンテナンスによって長寿化を図っていく必要があります。

施設分野別方針

方針
1

資産総量の適正化

- ・2ヶ所の在宅福祉センターについては、地域コミュニティセンターや公設公民館で機能を代替できないか検討します。
- ・検討結果を踏まえ、更なる利活用策や用途転用等の可能性についても研究します。

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・その他の施設は、スペースの有効活用策や利用者のニーズに応じた運営を行いながら、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を進めます。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・用途廃止した植木温泉福祉交流館については、地元からの意見やマーケットサウンディングの結果などを踏まえ、有効活用に取り組みます。

(21) 行政系施設：庁舎等

概要

【施設状況】

- ・施設数：21 箇所（本庁舎 1、区役所 4、総合出張所等 16）
- ・延床面積：約 8 万㎡（占有率 3.1%）
- ※複合施設内の公民館等のスペースは除く

現状・課題

- ・これまで合併を繰り返して市域を拡大してきた本市では、旧役場等を庁舎として活用していますが、空き執務室が複数発生している施設があります。
- ・平成 28 年（2016 年）3 月からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書発行が開始されたことを踏まえ、15 箇所の出張所等のうち 7 箇所については、平成 30 年度（2018 年度）末をもって廃止されました。
- ・公民館等と一体的に利用されている施設も多いことから、個別施設の状況を踏まえた検討が必要です。
- ・本庁舎については、設備の老朽化等の課題があり、それらの課題への対応を検討する必要があります。

施設分野別方針

方針
1

資産総量の適正化

- ・公民館と一体的に利用されている施設も多いことから、公民館のあり方とあわせて機能の見直しについて検討します。

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・個別長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化はもとより安全性の確保に取り組めます。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・花畑町別館跡地については、庁内での慎重な検討を踏まえ、民間活力の活用を含め、跡地利用に関する方針を決定します。

(22) 行政系施設：その他行政系施設

概要
【施設状況】 ・施設数:9 箇所 ・延床面積:約 1 万 3 千㎡(占有率 0.5%) ・主な施設:ふれあい文化センター、環境総合センター 【利用状況】 ・ふれあい文化センター:34,673 人 ・植木ふれあい文化センター:6,982 人
現状・課題
・この分野の施設については、設置目的や用途が異なることから、施設ごとに今後の方針を検討することが必要です。 ・また、一部の施設では老朽化が進みつつあることから、大規模改修や建替えの際には、今後の施設の位置づけや役割について検討する必要があります。
施設分野別方針
方針 1 資産総量の適正化 ・単体で設置されている施設については、老朽化の状況を踏まえながら、他施設との統合や機能移転について長期的な視点で検討します。 ・他の公共施設との機能の重複や市域内での配置状況を踏まえ、老朽化が進んだ際には施設の廃止、跡地の売却等について検討します。 ・森林学習館については、建替えを行う金峰山少年自然の家への機能集約を図ります。

(23) 行政系施設：消防施設

概要	
【施設状況】 ・施設数及び延床面積 ○消防庁舎：21 箇所（局 1、署 4、出張所 14、庁舎 2）、約 2 万 3 千㎡ ※中央消防署は消防局に含む ○機械倉庫：156 箇所・約 7 千㎡（うち消防コミュニティセンター 86 箇所、約 5 千㎡） ※消防施設の占有率：1.2％	
現状・課題	
・消防署については、西消防署が中央区に立地していることから、1区1署体制の確立に向け、長期的には再編の必要性があります。 ・また、建設後 30 年以上経過する施設が出張所を含め複数存在することから、今後のメンテナンスや更新についての検討が必要です。 ・施設機能の一時停止を伴う大規模改修の実施が困難であるため、改修内容や改修手法の検討が必要です。 ・消防コミュニティセンターや消防団の機械倉庫についても、今後老朽化が進むことから対策が必要です。	
施設分野別方針	
方針 1 資産総量の適正化	・消防署及び各出張所については、平成 28 年度（2016 年度）から新たな署所体制がスタートしたことから、実際の運営状況を検証しながら、長期的な視点で効率的かつ効果的な配置について検討を進めます。 ・特に西消防署の西区内への移転については、あらゆる災害から市民の生命財産を保護するため、出張所等の再編とあわせて検討することとし、全市的な視点で計画的に取り組んでいきます。
方針 2 施設の長寿命化の推進	・消防署や出張所はもとより、消防コミュニティセンターや機械倉庫についても、不具合の改善に努め、安全に長く使用できるよう、日常のメンテナンスに努めます。

(24) 供給処理施設

概要

【施設状況】

- ・施設数:9 箇所(環境工場 2、クリーンセンター3、その他 4)
- ・延床面積:約 5 万 4 千㎡(占有率 2.1%)

【利用状況】

・ごみ処理実績

東部環境工場:124,683 トン

西部環境工場:80,348 トン

現状・課題

- ・環境工場については、躯体のみならず多数の設備を有していることから、部位の特性に応じた長寿命化策を検討し、できるだけ長く施設を使えるような対策とそれを実行するための財源が必要です。
- ・その他の施設については、収集業務の民間委託の状況等を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要があります。

施設分野別方針

方針
1

資産総量の適正化

- ・東部環境工場においては、熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づき、近隣自治体からの可燃ごみの受け入れを検討するとともに、必要な設備等の改修を計画的に実施していきます。
- ・建替えに伴い用途廃止された旧西部環境工場については、解体に多額の費用を要するため、国庫補助の活用も検討しながら早期の解体に取り組みます。
- ・クリーンセンター等については、収集体制の見直しや民間委託の状況を踏まえ、必要性も含めて今後の対応を検討します。

方針
2

施設の長寿命化の推進

- ・環境工場については、躯体のみならず、多数の設備を有していることから、計画的なメンテナンスと改修により、長寿命化を図ります。

方針
3

施設運営に要する総コストの削減

- ・環境工場については、施設の改修や更新にあわせて、燃料制御の改善や最適化、省電力機器の採用などによりエネルギーコストの効率化を図ります。
- ・熊本地震で被災した秋津浄化センターについては、平成 28 年度(2016 年度)末に用途廃止し、敷地の一部に災害公営住宅を新設しました。引き続き、残りの敷地の活用について検討を行います。

(25) その他の施設

概要	
【施設状況】 ・施設数:10 箇所 ・主な施設:辛島公園地下駐車場、市役所駐車場、熊本市斎場、動物愛護センター ほか	
現状・課題	
・この分野の施設については、設置目的や用途が異なることから、施設ごとに今後の方針を検討することが必要です。 ・駐車場や駐輪場については、利用状況を踏まえ、今後の方針を検討していくことが求められます。 ・火葬場や動物愛護センターについては、適切なメンテナンスにより長寿命化を図ることが必要です。 ・老朽化していた植木火葬場については、建替えを行うこととしており、令和6年度(2024 年度)の供用開始に向けて準備を行っています。	
施設分野別方針	
方針 2	施設の長寿命化の推進 ・各施設の設置目的に応じて、利用状況や必要性について検討し、今後の方向性を決定します。 ・設備を有する火葬場や動物愛護センターについては、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。 ・辛島公園地下駐車場は、建物及び設備の老朽化が著しいことから、令和 2 年度(2020 年度)から長寿命化工事に着手しています。引き続き、計画的な保全に取り組みます。
方針 3	施設運営に要する総コストの削減 ・建替え後の植木火葬場については、指定管理者制度の導入など、管理手法の見直しを検討します。

2. インフラ資産

(1) 道路・橋梁

概要

【道路】3,800km 【橋梁】2,988 橋
 【道路照明】約 30,000 基 【横断歩道橋】29 基
 【その他】トンネル・街路樹・案内標識・情報提供装置
 【策定済み長寿命化計画】
 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化修繕計画、横断歩道橋長寿命化修繕計画、
 道路トンネル長寿命化修繕計画、道路標識長寿命化修繕計画、
 大型カルバート長寿命化修繕計画

現状・課題

- ・周辺町との合併や政令指定都市移行による国道・県道の移管により、近年、管理延長が大幅に増大するとともに橋梁等道路施設の老朽化も進んでいるため、維持・補修費も大幅に増加しています。
- ・一般財源で対応する道路補修等への影響が懸念される状況であり、更なる業務効率化と財源の確保が課題です。
- ・今後、既存ストックを有効に活用しつつ、効率的かつ効果的に都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

インフラ分野別方針

- ・道路の管理延長の増加や橋梁等道路施設の老朽化といった課題に適切に対応するため、事業箇所について優先順位付けを行い、限られた財源の範囲内で効率的な維持補修に取り組みます。また、損傷度が高く修繕による長寿命化が見込めない施設については、撤去、集約、架替等を検討します。
- ・道路照明のLED化や、地元自治会がLED灯に交換した防犯灯を道路照明灯として引継ぐなどライフサイクルコストを意識したコスト削減に取り組みます。
- ・道路舗装のほか橋梁やトンネルなど、それぞれに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化や修繕に取り組みます。
- ・幹線道路等の整備についても、道路整備プログラムに基づき、都市マスタープランなどの関連計画との整合性を図りつつ、将来の人口動態や交通量等の見通しを踏まえながら、事業の優先順位付けを行い計画的かつ効率的に進めていきます。

(2) 河川

概要
【一級河川】23.7km 【二級河川】3.7km 【準用河川】48.4km 【一般排水路(普通河川)】24 km 【都市下水路】19km 【排水機場】25 施設 【水門・樋門】2 門 【その他(調整池等)】115 施設
現状・課題
・本市には、市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など、国や県が管理している大きな河川があり、本市ではそれらの河川に流れ込む中小河川や排水路、並びに排水機場などの維持管理を行っています。 ・河川等の河道においては、流水の作用や植物の影響等を主要因とした変状が発生し、進行していくため、日々の維持管理が必要です。 ・排水機場等の内水排除施設については、大雨時に確実な内水排除機能を発揮させるよう、施設の老朽化に対し、適正な維持管理を行う必要があります。
インフラ分野別方針
・河川等の河道においては、巡視・点検により確認された施設の変状に応じ、まずは事後保全型の対策を講じていくとともに、今後の維持管理に必要なデータの蓄積を図りながら、予防保全型の維持管理に努めます。 ・排水機場等の内水排除施設については、各施設にて計画的なオーバーホールや更新を行い、予防保全型の維持管理に努めます。

(3) 公園

概要

- 【都市公園】1,063 箇所
- 【その他公園】77 箇所
- 【都市公園面積】591.53ha
- 【策定済み長寿命化計画】公園施設長寿命化計画(主要公園について順次策定中)
- ※公園数、公園面積は市管理分の数値

現状・課題

- ・平成 31 年(2019 年)4 月時点で市民 1 人当たり公園面積は 9.6 m²と、同時期の政令指定都市平均 6.8 m²を上回っています。
- ・現在、1,000 箇所を超える公園や緑地を管理していますが、住宅開発等による公園数の増加や施設の老朽化などにより、維持管理費用は年々増加傾向にあります。
- ・限られた予算の中で計画的な維持管理を実施するため、遊具等主要施設を設置する公園については、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化施設の更新に取り組んでいます。
- ・近年、公園数は増加しているなかで、ボランティア団体である公園愛護会の結成率は減少しています。
- ・都市計画に定められた公園の中には、様々な理由で長期間未整備となっているものがあり、必要性や実現可能性等の観点から都市計画の見直しを進めています。

インフラ分野別方針

- ・人口の減少や施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の公園施策は、新設から既存公園の有効活用へ転換するとともに、適正な維持管理を推進します。
- ・いつでも誰もが安全・快適に公平で、楽しい利用ができるように、管理運営の充実に努めます。また、地域住民や民間企業等の民間活力を導入した公園づくりを推進します。
- ・主要な公園については、令和 4 年度(2022 年度)を目途に長寿命化計画を策定し、計画的に施設の長寿命化を図ります。
- ・長寿命化計画を未策定の公園についても、パトロールや点検等を適切に実施するとともに、問題が確認された場合には応急で利用禁止の措置を行うなど、引き続き適切な管理に努めます。
- ・公園愛護会の担い手の確保に努めるとともに、地域活動への周知や愛護会相互の情報交流の促進に取り組みます。
- ・長期間未整備となっている都市計画公園については、長期末整備都市計画公園見直しガイドラインに基づき、順次見直しに取り組みます。

(4) 農道・林道

概要
【農道】57.9km 【林道】5.1km 【策定済み長寿命化計画】農道橋個別施設計画(2 施設)
現状・課題
・各所管課及び地元住民との連携により、今後も適切な維持管理に努めていく必要があります。 ・農道、林道の効率的な管理に向けて、市道との接続状況等を踏まえ、管理体制のあり方について検討する必要があります。
インフラ分野別方針
・各所管課及び地元住民との連携により、適切な維持管理に努めます。 ・舗装道路においては、道路種別や交通区分に応じた設計・維持管理水準を設定することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・農道橋については、個別施設計画を策定しており、定期点検の実施と、点検結果に基づく保全対策を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(5) 農業用水路・排水機場

概要
【排水機場】40 施設 【その他】農業用水路
現状・課題
【農業用排水路】 ・未整備の水路(土水路)では、水路法面崩壊による土砂の堆積などが原因で、排水能力が低下している箇所もあるほか、排水路は整備されていても用水と排水が分離されていない部分もあり、排水対策が必要になった際に迅速に排水されない箇所も存在しています。 【農業用排水機場】 ・管理施設数が多く、かつ、市内全域に点在しているため、緊急時の対応のための技術職員が不足しています。 ・県の予算状況によって老朽化施設の更新が左右されるため、適切な維持管理が重要となっています。
インフラ分野別方針
【農業用排水路】 ・新規整備については、事業実施箇所に優先順位を付し、国庫補助事業も活用しながら限られた財源の範囲内で効率的に整備を進めます。 ・面的な整備による事業効果に着目し、可能な箇所については、県営農地整備事業などを活用します。 【農業用排水機場】 ・機能診断の結果に基づき策定した保全計画に基づき、順次、長寿命化に向けた保全工事に取り組みます。 ・老朽化が進んでいる施設については、長寿命化策を講じながら、順次計画的に更新ができるよう、県営事業による実施に向け、県と協議を行なっていきます。 ・県が実施する重要度評価による総合評価結果に基づき、計画的な更新ができるよう点検計画策定等の取組を進めます。

(6) 農業集落排水施設

概要
【管渠】50km 【終末処理施設】(北区)2 箇所 (南区)2 箇所 【策定済み長寿命化計画】農業集落排水施設最適整備構想
現状・課題
・今後数年で全ての施設の機器について一般的な耐用年数を超えるため、突発的事故の発生により、施設の機能停止も考えられることから、適正な施設更新が必要となります。 ・維持管理は市が行ってきましたが、処理場や中継ポンプ等の施設は機械・電気等の設備が多いものの、それらを適切に維持管理できる専門職員(機械職・電気職・その他)が配置されていないこともあり、今後、管理上の課題が顕在化する可能性が懸念されます。 ・公共下水道への接続を含めた事業の効率化の検討を進める必要があります。
インフラ分野別方針
・施設の老朽化が進んでいることから、平成 28 年度(2016 年度)に策定した最適整備構想に基づき、今後、適正な運営を行うための保全対策に取り組めます。 ・施設の適正な維持及び効率的な運営を行うため、隣接する公共下水道への接続や、管理体制の見直しに向けた検討を進めています。

(7) 漁港

概要
【第 1 種漁港】3 漁港 【係留施設】2,152m 【外郭施設】1,710m 【策定済み長寿命化計画】 四番漁港機能保全計画、海路口漁港機能保全計画、天明漁港機能保全計画
現状・課題
・平成 22 年度(2010 年度)に四番漁港、平成 23 年度(2011 年度)に海路口漁港、天明漁港の今後 50 年間の機能保全計画を策定し、その後のガイドライン改定により、平成 27 年度(2015 年度)に計画の見直しを行いました。計画期間が長いこともあり、今後、財政制約の中で着実に保全を実施していく必要があります。 ・現在、外郭施設の有効活用により違法係留等は起きていませんが、今後の係留施設の整備にあたっては将来の漁船数を見据えた検討が必要です。
インフラ分野別方針
・四番漁港、海路口漁港及び天明漁港については、既に策定した機能保全計画に基づき、限られた財源の範囲内で効率的に長寿命化を図ります。 ・機能保全計画により四半期に 1 回以上の施設点検を実施し、50 年間機能が維持できるよう保全を図ります。 ・長期的には、各漁港を利用する漁船の数を見極めながら保全計画の見直しを行い、整備や改修の方針を検討します。

(8) 上水道及び工業用水道施設（公営企業会計）

概要
【管路】3,550km 【取水施設】41 施設 【送水場】18 施設 【配水施設】46 施設 【策定済み長寿命化計画】水道施設更新計画
現状・課題
・令和元年度(2019 年度)に策定した熊本市上下水道事業経営戦略に基づき、健全な事業経営を持続していけるよう、水道施設の長寿命化を進めています。 ・中心市街地における管路の更新は、地下占用物や商業施設が多く、施工時間の制約も予測され、工事費の増加が見込まれることから、道路整備や他埋設事業者等の整備と同時期に行うなど、効率的な施工の検討が必要です。 ・工業用水道は、企業誘致を推進する県や市の関係部署との連携を行い、早期の企業立地を目指すことで、経営改善を図る必要があります。
インフラ分野別方針
・水道施設更新計画や第6次拡張事業計画に基づく整備を進めつつ、人口動態や水需要の変化、施設の老朽化の状況を見極めながら、維持補修の取組を強化します。 ・アセットマネジメント手法を活用し、ライフサイクルコストの最小化と事業の平準化を図りながら、施設や管路の計画的な改築更新を行います。 ・管路については、耐震性が低く老朽化した基幹管路の耐震化に取り組むとともに、配水池と重要給水施設(市役所・区役所・上下水道局・医療拠点)をつなぐ配水管の耐震化を進めます。その他の配水管についても、市内直下を走る立田山断層と今後 30 年間の地震発生確率が高いとされる布田川断層を震源とする地震を想定し、被害件数が多いとされるエリアを優先して耐震化を進めます。 ・工業用水道については、早期の企業立地を目指し経営改善に努めます。

(9) 下水道施設（公営企業会計）

概要

【管路】2,718km 【ポンプ場】369 施設
 【浄化センター】5 施設
 【策定済み長寿命化計画】熊本市下水道ストックマネジメント計画

現状・課題

- ・管路施設では、現在、布設年度が古い合流式下水道区域(859ha)を対象に長寿命化対策を実施しています。また、浄化センター・ポンプ場施設についても、管路施設と同様に改築・更新時期を迎える施設を対象に長寿命化対策を実施しており、今後は改築・更新の時期を迎える施設が増え、更新事業費も膨らんでくるため、事業費の平準化を図る必要があります。
- ・人口減少社会の進展と農業集落排水や合併処理浄化槽を含めた総合的汚水処理の観点から、下水道の役割を果たすよう更なる効率的、効果的な下水道整備を行うとともに、公営企業として安定的な事業経営を図る必要があります。

インフラ分野別方針

- ・熊本市上下水道事業経営戦略に基づき、計画的な整備を進めながら、平成 29 年度(2017 年度)に策定した熊本市下水道ストックマネジメント計画により、費用の平準化とともに、下水道施設の全施設(管路・浄化センター・ポンプ場)を対象とした、点検、調査及び修繕、改築に取り組んでいます。
- ・これまでも浄化センターの維持管理業務などの民間委託に取り組んでいましたが、下水道管路についても包括的民間委託を検討するなど、引き続き更なる業務の効率化に取り組めます。

(10) 交通（公営企業会計）

概要
【軌道事業】11.9km （車両工場）1 施設 （変電所）4 施設 （電車車両）45 編成
現状・課題
・新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式の定着等により、終息後も利用者は完全に回復しないものと推測しており、交通局の経営は厳しい状況にあります。 ・施設や設備の更新については、経営健全化期間終了後も、必要最小限の改修等のみを行ってきました。このため、車両や軌道、電路設備等の老朽化が進み、これ以上の延命化が困難な状況のものを数多く抱えています。 ・架線・土木工事においては、特殊性が高く専門的な技術監理が必要となるため、施工業者の確保が課題となっています。
インフラ分野別方針
・令和 2 年度(2020 年度)に策定した熊本市交通局経営計画に基づき、まちづくりの方向性や将来の公共交通を取り巻く環境の変化に対応しつつ、交通事業の計画的な運営に取り組めます。 ・車両については、定期的な点検・検査を行うとともに、平準化を図りながら計画的に長寿命化及び更新に取り組めます。 ・軌道施設や変電所等については、定期的な点検・検査を行いながら、計画的に長寿命化に取り組めます。 ・路線延伸の検討についても、費用対効果や利用者の利便性の向上などを考慮しながら今後の方針を決定します。

(11) 病院施設（公営企業会計）

概要
【病院】2 施設 【診療所】1 施設 【策定済み長寿命化計画】熊本市市民病院長寿命化計画書
現状・課題
【熊本市市民病院】 ・熊本地震による被害を受け、病院機能の早期回復を目的として策定された熊本市市民病院再建基本計画に基づき、令和元年(2019年)10月に新市民病院を開院しました。 ・熊本地震の経験を教訓として、免震装置や耐震性に優れた設備の設置、ライフラインの二重化などを行うとともに、発災後も診療を継続できる機能を備えています。 ・平成30年(2018年)3月に策定した熊本市市民病院改革プランに基づき、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供する体制を構築し、持続可能な病院経営を目指します。 【植木病院】 ・築後19年経過し、徐々に施設の不具合も発生してきており、長寿命化のための財源や技術職員の確保等、適正に施設を維持管理するための検討が必要です。 ・熊本県地域医療構想を踏まえ、地域包括ケアシステム、医療制度改革などの環境変化への迅速な対応や、医療スタッフの確保や人材育成に努めるなど、将来を見据えた医療体制の整備に取り組む必要があります。
インフラ分野別方針
・再建した熊本市市民病院については、計画保全に努め、適正な管理を行っていきます。 ・持続可能な病院経営に向けて、早期の黒字化の実現や、人材確保・専門性の向上に取り組めます。 ・植木病院や芳野診療所については、熊本市市民病院が技術的な面を補完しながら、適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。

Chapter

VII

用語解説

Aa



用語	解説
あ行	
アセットマネジメント	中長期的な視点で、効率的かつ効果的に施設等を管理運営する体系化された実践活動をいう。具体的には、「施設等(モノ)のマネジメント(ストックマネジメント)」に「資金(カネ)のマネジメント」と「人材(ヒト)のマネジメント」を加えた事業資産全体を管理運営すること。
一級河川	河川法に定められた日本の水系の区分により、国土交通大臣が国土保全上又は国民経済上特に重要として指定した河川で、本市では白川、緑川及びそれらに流れ込む河川(加勢川や藻器堀川等)が該当する。
一般財源	その施設の管理運営費に充てることを目的とした、使用料、補助金その他の収入を除いた財源のこと。
イニシャルコスト	施設を新設する際に必要となる設計費や建設工事費などの初期費用のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略、本書では市が管理する道路、河川、上下水道等の都市基盤施設を指す。
ESCO 事業	ESCO は、Energy Service Company(エナジー・サービス・カンパニー)の略称。 ESCO 事業者が、省エネルギー改修に必要なサービス(省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など)を包括的に提供するとともに、それによる省エネルギー効果の保証を行う事業。省エネルギー改修にかかる経費は光熱水費の削減分で賄われることとなる。
か行	
公共施設等運営事業 (コンセッション事業)	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。 利用料金の決定等を含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスの提供などが期待される。
公債費	市が借り入れた地方債(市の借金)の元金及び利子の返済と、一時的に現金が不足するときに借り入れる一時借入金の利子に要する経費のこと。
合流式下水道	雨水と生活排水などの汚水を同一の管路で処理施設まで排除する下水道方式
さ行	
時間計画保全	予防保全手法の一つで、部位ごとに保全周期を定め、計画的に対応を行う手法。不具合が起こる前に対応するため、リスクや突発的な財政負担が少ない。
事後保全	建築物や建築設備に不具合が発生し、機能の低下や停止の後に行う保全手法のこと。

用語	解説
指定管理者制度	従来、公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定されていた公の施設(文化施設、スポーツ施設、公園、社会福祉施設など)の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようにした制度。 これにより、民間事業者が持つノウハウを公の施設の管理運営にも活用し、経費節減や利用者に対するサービスの向上などが期待される。官民連携手法の一つである。
指定管理者制度 (利用料金)	施設の管理から生ずる利用料等(施設の利用料金や自主事業の入場料)を指定管理者の収入とし、指定管理者は、市からの委託料と利用料等の収入をもって施設を管理することになる。
集落内開発制度	通常、建築物の建築が制限されている市街化調整区域において、指定された区域内で特定の用途の建築物の建築を可能とする制度
受益者負担	「受益者負担」とは、本来は、市町村など公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人がその利益に応じて金銭を負担することを指すが、ここでは、使用料や保育料といった、その公共施設を利用する人が平等に負担する「利用者負担」を意味する。
準用河川	一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川のこと。本市では、谷尾崎川等が該当する。
状態監視保全	予防保全手法の一つで、部位の経過年数や運転時間を踏まえ、点検や診断によって不具合や予兆を把握し、即時に対応を行う手法。時間計画保全に比べ、部位の耐用年数を最大限延ばすことができるため、コストを抑制することができる一方で、詳細かつ短周期での点検が必要となる。
新耐震基準	昭和 53 年に宮城県沖地震(M7.4、震度 5)で甚大な家屋倒壊被害が発生したことを機に昭和 56 年に改正された建築基準法(建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律)に定められる設計基準の一つで、以下のことを目的としている。 ・頻繁に起こる大きさの地震に対しては建物の構造に損害がないようにする。 ・滅多に起こらないが大きな地震に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。
セグメント分析	地方公会計制度において、事業や施設等の単位で収支状況などを分析する。
た行	
地方公会計	地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り入れたもの。これにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストの把握が可能となる。

用語	解説
直営	直接に経営・運営すること。本書では、市が職員を配置し、直接運営する事業において使用している。
調整池	集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
な行	
二級河川	河川法によって定められた一級河川以外で「公共の利害に重要な関係がある河川」であり、都道府県知事が指定するもの。本市では、坪井川や井芹川等が該当する。
ネーミングライツ	公共施設の愛称を命名する権利のこと。 民間事業者にネーミングライツを付与し、その対価として広告収入を得ることができる。新たな財源確保の手法として導入されており、本市では市民会館に導入している。(愛称:シアーズホーム夢ホール)
は行	
排水機場	大雨による民家への浸水や道路冠水を未然に防止するために排水ポンプを運転して雨水を川や海に強制的に排水するための施設
Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
PFI	Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う事業方法
PPP	Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
複式学級	2つ以上の学年をひとまとめでした学級編成を指す。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

用語	解説
ま行	
マーケットサウンディング	公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用などの事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集のこと。
や行	
予防保全	建築物や建築設備に不具合が発生する前あるいは機能が著しく低下する前に、修繕等を行い所定の性能・機能を維持する保全手法のこと。
ら行	
ライフサイクルコスト	施設に必要な費用を、設計・建設し、運用した後、解体までにかかる費用をトータルで考えたもの。運用期間中の維持管理費用もこれに含まれる。
ランニングコスト	建築完成後の建築物や設備を維持・運用・管理するために必要な費用のこと。維持管理費、光熱費、修繕費などがランニングコストにあたる。

熊本市公共施設等総合管理計画

編集・発行：熊本市財政局 財務部 資産マネジメント課
〒860-8601
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
電話 096-328-2845(直通電話)